

令和4年度 東大和市教育委員会
の権限に属する事務の管理執行状況の
点検及び評価（令和3年度分）
報告書

令和5年2月

東大和市教育委員会

目 次

第1章	教育委員会の点検及び評価について	
1	点検及び評価の目的	1
2	点検及び評価の内容	1
第2章	東大和市教育委員会の運営状況について	
1	教育委員会の開催状況	2
2	教育委員会議等の審議状況	2
3	教育委員会議以外の教育委員の活動状況	8
4	その他	9
第3章	教育委員会の基本方針に基づく令和3年度主要施策の点検及び評価について	
1	基本方針	10
	1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成	
	2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長	
	3 「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実	
	4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進	
2	令和3年度教育委員会主要施策	
	I 生きる力の育成	12
	II 学校の活性化	22
	III 家庭、地域との連携	35
	IV 生涯学習・生涯スポーツ推進事業	38
第4章	点検及び評価に関する有識者からの意見について	51
	資料 東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況 の点検及び評価実施要綱	55

(注) この報告書の本文中、(主管課)は、令和4年3月31日現在のものとし、主管課の変更が生じた事業については令和4年4月1日現在の主管課名を〔 〕内に表示してある。

第1章 教育委員会の点検及び評価について

1 点検及び評価の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成20年4月1日から一部改正され、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされました。

これにより、東大和市教育委員会では、本市における教育の基本方針に基づく令和3年度の主要施策や事務事業について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を次のとおりまとめました。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検及び評価の内容

(1) 点検及び評価の対象

- ① 令和3年度東大和市教育委員会の運営状況について
- ② 令和3年度東大和市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・事務事業について

(2) 点検及び評価の方法

- ① 点検及び評価は、前年度の教育委員会の運営状況・主要施策等の取組状況（実績）を明らかにするとともに、成果及び課題の方向性を示し、毎年度1回実施します。
- ② 点検及び評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取します。
 - ア 定員 3人（内2人は市民公募）
 - イ 任期 3年
- ③ 点検及び評価結果を取りまとめた報告書を市議会へ提出するとともに、公表します。

(3) 実績等の表示

施策の取組状況（実績）については、必要に応じて数値で表すとともに、経年の変化がわかるように参考として令和2年度の数値を [] で表しました。

第2章 東大和市教育委員会の運営状況について

東大和市教育委員会の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項及び東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成20年教委規則第7号）第2条の規定に基づき東大和市教育委員会に提出し、審議しました。

1 教育委員会の開催状況

教育委員会については、原則として毎月1回教育委員会定例会を開催し、議案の審議を行いました。

また、教育委員会定例会の他に、教育委員懇談会を開催しました。

- (1) 教育委員会定例会……12回[12回]、教育委員会臨時会…0回[3回]
- (2) 教育委員懇談会定例会…8回[8回]、教育委員懇談会臨時会…0回[0回]

2 教育委員会議等の審議状況

- (1) 教育委員会議（合計で74件[54件]について審議しました。）

【内容区分】

- ① 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針……………10件[8件]
- ② 委員会規則等の制定・改廃……………16件[8件]
- ③ 委員会・学校・教育機関の職員の人事……………3件[2件]
- ④ 教育予算・議会の議決を経るべき議決の意見の申出……………13件[9件]
- ⑤ 教育財産の取得・公用廃止……………2件[0件]
- ⑥ 教科書の採択……………2件[2件]
- ⑦ 学校給食の計画・基本方針……………2件[2件]
- ⑧ 法令又は条例に基づく附属機関の委員等の委嘱・解嘱……………25件[20件]
- ⑨ 法令又は委員会規則等に基づくもの……………1件[3件]

○第4回定例会（令和3年4月28日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第5号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	④
第6号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	⑧
第7号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	⑧
第8号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	⑧
第9号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	⑧
第10号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	⑧
第11号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	⑧
第12号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	⑧
第13号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	⑧
第14号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	⑧
第18号議案	東大和市社会教育委員の委嘱について（承認）	⑧
第19号議案	令和3年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について（承認）	①
第20号議案	東大和市立郷土博物館協議会委員の任命について（承	⑧

	認)	
第 21 号議案	東大和市立図書館協議会委員の任命について (承認)	⑧

○第 5 回定例会 (令和 3 年 5 月 2 6 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 22 号議案	教育委員会所管施設の既存建物解体等の承認について (承認)	①
第 23 号議案	東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について (承認)	⑧

○第 6 回定例会 (令和 3 年 6 月 2 5 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 15 号報告	事務の臨時代理の承認について (承認)	④
第 16 号報告	令和 3 年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について (承認)	①
第 17 号報告	事務の臨時代理の承認について (承認)	⑧
第 24 号議案	東大和市立学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則 (可決)	②
第 25 号議案	東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について (承認)	⑧
第 26 号議案	東大和市文化財専門委員の委嘱について (承認)	⑧

○第 7 回定例会 (令和 3 年 7 月 2 8 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 27 号議案	令和 4 年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書採択について (承認)	⑥
第 28 号議案	令和 4 年度使用東大和市立中学校用教科書採択について (承認)	⑥
第 29 号議案	東大和市学校施設長寿命化計画 (案) について (承認)	①

○第 8 回定例会 (令和 3 年 8 月 2 5 日)

付議事件 なし

○第 9 回定例会 (令和 3 年 9 月 2 4 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 18 号報告	事務の臨時代理の承認について (承認)	④

○第 1 0 回定例会 (令和 3 年 1 0 月 2 2 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 19 号報告	事務の臨時代理の承認について (承認)	⑧
第 20 号報告	事務の臨時代理の承認について (承認)	⑧
第 21 号報告	いじめの重大事態について (承認)	①
第 30 号議案	東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者	④

	の指定に係る意見の申出について（承認）	
--	---------------------	--

○第11回定例会（令和3年11月24日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第31号議案	市長の権限に属する事務の委任に係る協議について（承認）	①

○第12回定例会（令和3年12月24日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第22号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	④
第32号議案	東大和市学校施設長寿命化計画（案）について（承認）	①
第33号議案	令和4年度東大和市学校運営協議会の設置について（承認）	⑧
第34号議案	東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則（可決）	②
第35号議案	東大和市立図書館処務規則の一部を改正する規則（可決）	②

○第1回定例会（令和4年1月25日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第1号議案	市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について（承認）	①
第2号議案	東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則（可決）	②
第3号議案	東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について（承認）	④
第4号議案	東大和市立児童館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について（承認）	④
第5号議案	東大和市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命及び委嘱について（承認）	④
第6号議案	東大和市学校給食センター処務規則の一部を改正する規則（可決）	②
第7号議案	令和4年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和4年度東大和市学校給食会計予算（案）の諮問について（承認）	⑦
第8号議案	東大和市生涯学習推進計画審議会条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について（承認）	④
第9号議案	東大和市民会館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について（承認）	④

○第2回定例会（令和4年2月18日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第1号報告	事務の臨時代理の承認について（承認）	③
第10号議案	令和3年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（令和2年度分）報告書	⑨

	(案) について (承認)	
第 11 号議案	東大和市教育委員会の教育目標 (案)、東大和市教育委員会の基本方針 (案) 及び令和 4 年度東大和市教育委員会の主要施策 (案) について (承認)	①
第 12 号議案	教育財産の用途廃止について (第八小学校) (承認)	⑤
第 13 号議案	教育財産の用途廃止について (旧第二学校給食センター) (承認)	⑤
第 14 号議案	東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱について (承認)	③
第 15 号議案	東大和市教育委員会都費負担会計年度任用職員の報酬等に関する規則 (可決)	②
第 16 号議案	第三次東大和市特別支援教育推進計画 (案) について (承認)	①
第 17 号議案	令和 4 年度東大和市学校給食事業計画 (案) 及び令和 4 年度東大和市学校給食会計予算 (案) の承認について (承認)	⑦
第 18 号議案	東大和市スポーツ推進委員の委嘱について (承認)	④
第 19 号議案	東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (可決)	②
第 20 号議案	東大和市立小中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則 (可決)	②

○第 3 回定例会 (令和 4 年 3 月 23 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 2 号報告	事務の臨時代理の承認について (承認)	④
第 3 号報告	事務の臨時代理の承認について (承認)	④
第 21 号議案	東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について (承認)	③
第 22 号議案	東大和市立学校 学校医の解嘱について (承認)	⑧
第 23 号議案	東大和市立学校 学校医の委嘱について (承認)	⑧
第 24 号議案	東大和市立学校 学校歯科医の委嘱について (承認)	⑧
第 25 号議案	東大和市立学校 学校薬剤師の委嘱について (承認)	⑧
第 26 号議案	組織改正に伴う関係教育委員会規則の整理等に関する規則 (可決)	②
第 27 号議案	東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程 (可決)	②
第 28 号議案	東大和市立学童保育所条例施行規則 (可決)	②
第 29 号議案	東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則 (可決)	②
第 30 号議案	東大和市立児童館条例施行規則 (可決)	②
第 31 号議案	東大和市立児童館処務規程 (可決)	②

第 32 号議案	令和 4 年度東大和市学校運営協議会委員の任命について（承認）	⑧
第 33 号議案	東大和市立学校産業医の委嘱について（承認）	⑧
第 34 号議案	東大和市就学支援委員会規程の一部を改正する規程（可決）	②
第 35 号議案	東大和市民会館条例施行規則（可決）	②

(2) 教育委員懇談会（合計で 21 件[18 件]について協議しました。）

○第 4 回定例会（令和 3 年 4 月 2 日）

協議項目	1 令和 3 年度教育指導課事業について 2 令和 3 年度東大和市立小・中学校教育課程について 3 東大和市学校施設長寿命化計画（案）について
------	--

○第 5 回定例会（令和 3 年 5 月 7 日）

協議項目	1 小・中学校再編計画の対応について 2 旧学校給食センター跡地等の利活用について
------	--

○第 6 回定例会（令和 3 年 7 月 2 日）

協議項目	1 東大和市学校施設長寿命化計画（案）について 2 令和 3 年度教科書採択について
------	---

○第 7 回定例会（令和 3 年 8 月 6 日）

付議事件 なし

○第 8 回定例会（令和 3 年 10 月 8 日）

協議項目	1 第 10 回いじめ防止のためのシンポジウムについて 2 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者の指定について
------	--

○第 9 回定例会（令和 3 年 11 月 5 日）

協議項目	1 東大和市学校施設長寿命化計画のパブリックコメントについて 2 東大和市立図書館運営規則の一部改正（案）について 3 東大和市立図書館処務規則の一部改正（案）について 4 東大和市立図書館資料複写サービス取扱要綱の一部改正（案）について
------	--

○第 1 回定例会（令和 4 年 1 月 7 日）

協議項目	1 第七小学校及び第九小学校の統合スケジュール等について 2 特別支援教室における原則の指導期間について 3 第三次東大和市特別支援教育推進計画（案）のパブリックコメントについて
------	---

○第2回定例会（令和4年2月4日）

協議項目	1 令和4年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策について 2 令和3年度小・中学校卒業式告辞（案）について 3 第三次東大和市特別支援教育推進計画（案）について
------	---

○第3回定例会（令和4年3月17日）

協議項目	1 令和4年度東大和市立小・中学校入学式における教育委員会告辞（案）について 2 令和4年第3回東大和市教育委員会定例会の提出議案等について
------	---

3 教育委員会会議以外の教育委員の活動状況

教育委員は、教育委員会会議等への出席以外に、令和3年度は学校訪問、各種行事等に延べ22回[23回]参加しました。

- (1) 東大和市総合教育会議 0回[0回]
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止とした。
- (2) 東京都市町村教育委員会連合会 6回[8回]
 - ① 東京都市町村教育委員会連合会定期総会 1回[1回]
 - ② 東京都市町村教育委員会連合会理事会 3回[2回]
 - ③ 東京都市町村教育委員会連合会研修会、理事研修会 2回[5回]
- (3) 関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会 1回[0回]
 - ① 総会及び研修会 1回[0回]
- (4) 学校訪問 8回[8回]
 - ① 授業公開 0回[0回]
 - ② 道徳授業地区公開講座 0回[0回]
 - ③ 教育委員会訪問 8回[8回]
- (5) 学校各種行事・儀式 0回[0回]
 - ① 入学式・卒業式・運動会 0回[0回]
 - ② 展覧会・学芸会・展示会 0回[0回]
 - ③ 合唱コンクール 0回[0回]
 - ④ 連合書初め展 0回[0回]
 - ⑤ 連合音楽会 0回[0回]
 - ⑥ 学習発表会 0回[0回]
 - ⑦ 周年行事 0回[0回]
- (6) 教育委員会等各種行事 9回[9回]
 - ① 文化協会総会・文化協会の祭典 1回[0回]
※文化協会の祭典は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止とした。
 - ② 体育協会評議委員会 1回[1回]
 - ③ 第51回市民文化祭開会式・閉会式 0回[0回]
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止とした。
 - ④ スポーツレクリエーションフェスティバル 0回[0回]
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止とした。
 - ⑤ 第68回成人式 1回[0回]
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、二分割制とした。
 - ⑥ 全国青少年健全育成強調月間及び東大和市あいさつふれあい月間駅頭キャンペーン 1回[1回]
 - ⑦ 公民館まつり 1回[0回]
※令和3年度は、公民館開館50周年記念事業と連携した5館合同公民館まつりを計画したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、市公式ホームページでのデジタル展示及びYouTube等を利用した動画配信に代えて実施（令和4年2月1日～）した。（全館）
 - ⑧ 第56回ロードレース大会 0回[0回]
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止とした。
 - ⑨ PTA連合協議会総会、懇談会（中止）、講演会 0回[2回]
 - ⑩ 消防出初式 0回[1回]

- ⑪ 第52回市民体育大会（スポーツ大会）の各競技団体が行う開会式・閉会式等 0回[0回]
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止とした。
- ⑫ 第51回ふれあい市民運動会 0回[0回]
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止とした。
- ⑬ 教育の日東やまと 1回[1回]
- ⑭ 東大和市小学校教育研究会 0回[1回]
- ⑮ 東大和市中学校教育研究会 0回[1回]
- ⑯ 第32回多摩湖駅伝大会 0回[0回]
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止とした。
- ⑰ 車いすバスケットボール大会 0回[0回]
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止とした。
- ⑱ 第17回平和市民のつどい（YouTube版） 1回[1回]
- ⑲ わくわく満載 ニュースポーツ！！ 1回[新規]
- ⑳ パラスポーツフェスタ パラリンピックメダリスト講演会&障害者スポーツ体験会 1回[新規]

4 その他

- ① 第二次東大和市学校教育振興基本計画の配布
小・中学校 0部[137部]
その他教育関係機関等 8部[9部]
- ② 東大和市の教育の発行
発行部数 0部[0部]
- ③ 教育委員会だよりの発行
発行回数 3回 《7、1、3月》[3回]
発行部数 7,500部[7,500部]（1回の発行部数）

第3章 教育委員会の基本方針に基づく令和3年度主要 施策の点検及び評価について

「令和3年度東大和市教育委員会主要施策」は、東大和市教育委員会の「基本方針」「第二次東大和市学校教育振興基本計画」の施策の方向性に基づき、東大和市教育委員会が、当該年度において重点的に取り組む施策を示したものである。

基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

全ての市民が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、相互に支え合う社会づくりを目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を行う。

基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

グローバル化と情報技術が進展する社会にあって、国際社会に生き、社会の変化に対応できるよう、確かな学力を育み、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を推進することが求められる。

そのために、子どもたち一人一人の生きる力としての知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視するとともに、道徳性、社会性を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養う。

基本方針 3

「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実

少子高齢化や核家族化が進む中で、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、市民一人一人が生涯にわたって、自由に学び、社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、さらに推進できるよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

基本方針 4

「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

教育行政には学校・家庭・地域の協働と市民の教育参加を積極的に進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育改革を力強く展開することが求められる。

そのために、東京都教育委員会等との緊密な連携・協力のもとに、東大和市の特性を踏まえた教育行政を進めるとともに、市民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を推進する。

令和3年度教育委員会主要施策

I 生きる力の育成

1 確かな学力

(1) 学力向上

各学校が学力調査の結果等を活用し、児童・生徒の実態に応じた学力向上策を具体的に立案し、実践できるように支援する。

■施策の取組状況

① G I G Aスクール構想の推進

児童・生徒1人1台端末を効果的に活用した、「個別最適化された学び」の実現を図った。

② L S Iプロジェクトチームの設置

東大和市G I G Aスクール構想の推進に向けて、1人1台端末を活用した実践事例を検討し、市内小中学校に周知した。

プロジェクトチームメンバー一人一人が、I C T活用指導力等の向上を図れるよう、I C T活用推進リーダーとして育成した。

③ 少人数学習指導員の配置

きめ細やかな指導を行うため、東京都の少人数学習加配教員に加え、市が採用した少人数学習指導員を配置し、より効果の高い習熟の程度等に応じた少人数指導を実施した。

<実績等> 配置校 小学校9校 [8校]、中学校5校 [4校]

④ 協力指導員（ティームティーチャー）の配置

学力向上を図るため、学級内におけるより個に応じた授業を実施するにあたり、教科を指定して、担任教員と協力して同じ教室で授業を行う協力指導員（ティームティーチャー）を配置した。

<実績等> 配置校 小学校10 [8校]、中学校5校 [5校]

⑤ 家庭学習の手引きの活用

学力向上の課題である家庭での学習習慣の定着を図るために、「家庭学習の手引き」を小・中学校の第1学年保護者に配布した。

また、より活用しやすく発達段階に応じた手引きとなるよう、小学校低学年・中学年・高学年及び中学生向けの4種類の手引きを作成し、令和2年度当初に配布できるよう改訂を行った。

⑥ 地域未来塾、スタディ・アシストの実施

学力の向上を図るために、地域学校協働活動推進事業を活用し、地域未来塾、スタディ・アシストなどの学習支援教室を実施した。

<実績等> 地域未来塾実施校 小学校7校、中学校5校
スタディ・アシスト実施校 中学校5校

⑦ 学習支援員の配置

小学校において、学習環境を整え、児童に確かな学力を身に付けられるよう、特定の学年に学習支援員を配置した。

<実績等> 配置校 小学校10校 [10校]

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

- ③ 習熟の程度等に応じた少人数学習指導員により、少人数の学習集団による学習指導を充実させる。
- ⑤ 児童・生徒の家庭での学習習慣が定着するよう、改訂した「家庭学習の手引き」を活用し、学校と家庭との連携をさらに深める。
- ④⑥⑦ 今後も人的な配置を継続して行い、児童・生徒の学習意欲を高め、児童・生徒の学力向上を図る。

(教育指導課)

(2) 読書教育の推進

児童・生徒が進んで読書を行う態度を育むため、「第三次東京都子ども読書活動推進計画」及び「第二次東大和市子ども読書活動推進計画」に基づいた読書教育を推進するとともに、環境整備に努める。

■施策の取組状況

① 学校図書館指導員の配置

個々の児童・生徒の読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書活動を身に付けることができるよう、学校図書館指導員を配置し、学校図書館の整備・充実を図った。

<実績等> 配置校数 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

(教育指導課)

② 学校図書館システム等の活用の充実

学校図書館の蔵書管理を効率的に行うため、学校図書館システムの活用にあたり、サポート体制を整えた。

(教育総務課)

③ 読書週間、読書旬間、朝読書の実施

各学校で読書週間や読書旬間を設けたり、定期的に朝読書の時間を設定したりした。

<実績等> 小学校10校、中学校5校 [小学校10校、中学校5校]

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

- ①③ 学校図書館指導員を活用し、学校図書館の整備や児童・生徒の読書活動の支援を充実させる。

(教育指導課)

- ② 市内小・中学校の学校図書館システム等の円滑な運用を支援する。

(教育総務課)

(3) 才能を伸ばすための多様な教育の充実

児童・生徒に対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園、保育園、認定子ども園、小学校、中学校、高等学校、大学等の異校種間のつながりや学校間の連携を重視した教育を推進する。

■施策の取組状況

① A L T (外国人講師) の派遣

小・中学校の外国語(英語)授業において英語の発声や発音の仕方を理解させるため、A L T (外国人講師) を派遣した。

<実績等> 派遣日数 小学校690日 [689日]
中学校308日 [302日]

② 日本語指導員の派遣

帰国子女や外国籍で日本語が話せない児童・生徒の円滑な学習や学校生活の適応を図るため、日本語指導員を学校へ派遣した。

<実績等> 派遣時間 派遣時間 580時間 [445時間]
対象児童数10人 [6人] 対象生徒数9人 [8人]

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

①② A L T (外国人講師) 及び日本語指導員の派遣を拡充する。

(教育指導課)

(4) 研究奨励

市内小・中学校の研究を奨励するため、研究内容等への指導・助言や、予算の範囲内における補助金の交付等を行う。

■施策の取組状況

① 「教育課題研究指定校」「校内研究奨励校」「英語教育推進校」の指定

市内小・中学校を研究校に指定し、補助金を交付するとともに、研究内容等について指導・助言や「教育課題研究指定校」における研究成果の発表に向けた支援を行った。

<実績等> 「教育課題研究指定校」 小学校1校 [1校]、中学校1校 [2校]
「校内研究奨励校」 小学校9校 [9校]、中学校4校 [3校]

② 「学力向上推進校」の指定

市内小・中学校を学力向上推進校に指定し、各校が学力向上を目指して組織的に研究に取り組み、日々の授業改善につなげた。

<実績等> 「学力向上推進校」 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

③ 東大和市公立学校研究会に対して補助金を交付するとともに、研究活動に対して支援を行った。

<実績等> 小学校14部会 [14部会]、中学校13部会 [12部会]

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

①②③ 市内小・中学校の校内研究及び東大和市公立学校研究会における研究を一層充実させ、更なる授業改善を推進していく。

(教育指導課)

2 豊かな人間性

(1) 人権教育の推進

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・

ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、性同一性障害者、性的指向、路上生活者、様々な人権課題などに関わる偏見や差別意識の解消を図るため、学校教育や社会教育等を通して、人権教育を効果的に進める。

■施策の取組状況

① 人権教育推進委員会の開催

人権教育推進委員会（担当校長2人、各校教員15人）を開催し、本市における地域・学校の実態に即した人権教育推進上の課題や学校教育における具体的な方策を検討した。

<実績等> 年間3回 [3回]

② 各学校における「人権教育の全体計画及び年間指導計画」の作成

市内全小・中学校において人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、学校の実態に即して校務運営組織を整え、組織的・計画的に人権教育を推進した。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

③ 「人権教育プログラム」（学校編）の活用

各学校訪問時に東京都教育委員会発行「人権教育プログラム」（学校編）を活用して教職員の人権感覚を啓発した。

（教育指導課）

■今後の取組の方向性

①②③ 人権教育に関する研修会を一層充実させ、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解する中で、組織的・計画的に学校全体の人権教育を進める。

（教育指導課）

(2) いじめ問題への対応

東大和市いじめ防止対策推進条例に基づくとともに、東大和市いじめ防止対策推進基本方針を踏まえて、学校、家庭及び地域が連携したいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

■施策の取組状況

① 市内全小・中学校に「学校いじめ対策委員会」を設置

各学校では「学校いじめ防止等のための基本方針」に基づき、教職員がいじめを発見した場合には、管理職や生活指導主任等で組織する「学校いじめ対策委員会」に速やかに報告し、対応を検討するなど、学校が組織として取り組んだ。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

② いじめ電話相談の開設

市内在住、在学の児童・生徒やその保護者を対象として、いじめに関する相談を受け付ける「いじめ電話相談」を教育指導課に開設した。

<実績等> 相談件数 年間9件 [24件]

③ いじめに関する調査の実施

東京都教育委員会が実施する年3回のふれあい月間に合わせて、いじめに関する調査を児童・生徒、保護者を対象に実施し、早期発見・早期対応に努めた。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

④ 東大和市いじめ防止対策推進条例の推進

学校、家庭及び地域が連携したいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進した。

⑤ いじめの未然防止のための授業の実施

各学校では、「学校いじめ防止等のための基本方針」の年間計画に基づき、いじめの未然防止のための授業を年3回以上実施した。道徳や特別活動などを通じて「命の大切さ」や「いじめは決して許されるものではない」ことを学ぶ機会を設け、指導を進めた。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

令和2年1月1日より「東大和市いじめ防止対策推進条例」を施行し、社会全体でのいじめ防止の対策を一層推進するとともに、「重大事態」を組織的に対応する体制整備の強化を図った。

⑥ いじめ防止のためのシンポジウムの開催

<実績等>日時 令和3年9月15日(水) 15:15~16:45

開催方法 オンライン開催

参加者人数 102人

内容 学校・家庭・地域社会・関係機関が連携するいじめ防止のための取組

ア テーマ「自分を強く ~流されない・目を背けない・加害者にならない~」

イ 第一・第二・第三中学校区による発表

ウ 第四・第五中学校区は、ポスター発表(東大和市庁舎1階掲示)

⑦ 東大和市いじめ問題対策連絡協議会

東大和市いじめ防止対策推進条例の規定による東大和市いじめ問題対策連絡協議会を開催した。なお、令和3年4月26日の協議会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面開催として実施した。

<実績等>日時 令和3年10月28日(木) 14:00~15:00

場所 東大和市立中央公民館301会議室

参加者人数 14人(代理出席含む)

協議事項 ア 令和3年度におけるいじめ防止等に係る取組について

イ いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携について

⑧ 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会

東大和市いじめ防止対策推進条例の規定による東大和市いじめ問題対策委員会を開催した。なお、令和4年2月14日の委員会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面開催として実施した。

<実績等>日時 令和3年11月4日(木) 10:00~12:00

場所 東大和市立中央公民館201会議室

参加者人数 10人

議題 ア いじめの重大事態の把握と対応について

イ 東大和市教育委員会におけるいじめ防止等に係る取組について

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

①~⑤ いじめの未然防止の観点から、シンポジウムを開催し、いじめの早期発見・早期対応の観点から、いじめアンケート調査を各校で実施するなどして、その問題解決のための対応を組織的に推進する。

特に、日頃の授業や児童会・生徒会活動を通して、いじめの問題を自分たちの問題として児童・生徒に考えさせ、いじめの根絶を目指す。

(教育指導課)

(3) 健全育成

■施策の取組状況

① セーフティ教室の全校実施

セーフティ教室を市内小・中学校全校で実施し、児童・生徒の健全育成の充実を図り、非行防止・犯罪被害防止教育を推進した。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

② 東大和市公立学校健全育成会議の実施

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止とした。

③ 学校と東大和警察署連絡会の実施

<実績等> 日時 令和3年4月9日(金) 15:15~16:15

参加者人数 27人

④ スクールソーシャルワーカーの配置

教育指導課にスクールソーシャルワーカーを1人配置し、問題を抱える児童・生徒の状況を的確に把握し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用して連携したりして、問題の改善及び軽減を図った。

<実績等> 学校訪問、校内委員会への参加

小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

(教育指導課)

⑤ 東大和市要保護児童対策地域協議会への参加

東大和市要保護児童対策地域協議会代表者会議及び東大和市要保護児童対策地域協議会実務担当者会議に参加し、関係機関と連携を図った。

<実績等> 代表者会議 2回 ※書面開催 [1回]

実務担当者会議 4回 ※うち、3回は書面開催 [3回]

(教育総務課)

■今後の取組の方向性

① 携帯電話、インターネットによる児童・生徒の被害防止を図るため、セーフティ教室における情報モラル教育の一層の充実を図る。

② 東大和市公立学校健全育成会議における協議内容の一層の充実を図る。

③ 東大和警察署とより一層の連携を図り、児童・生徒の非行防止、健全育成に努める。

④ 児童・生徒の生活指導上の課題解決に向け、スクールソーシャルワーカーを学校巡回させながら効果的に活用して、関係機関との連携を強化していく。

(教育指導課)

⑤ 東大和市要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関と連携を図る。

(教育総務課)

(4) 社会への貢献

社会体験や自然体験などの学習の機会を充実し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、規範意識・公共心に富む、社会に貢献できる自立した個人を育てる教育を推進する。

■施策の取組状況

① 教育の日東やまと「発信！東大和の学校教育」の開催

<実績等> 日時 令和3年10月20日(水) 15:00~16:30

場所 東大和市民会館ハミングホール 大ホール

開催方法 集合開催及びオンライン開催

テーマ 「START～東大和市 GIGA スクール構想元年！学校と社会をつなぎ、東大和市の未来を拓く～」

② 「道徳授業地区公開講座」の実施

家庭、学校及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、道徳授業地区公開講座を市内小・中学校全校で実施した。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

③ 東大和市児童・生徒表彰の実施

市内小・中学校における善行、功労、活躍が著しい児童・生徒及び団体の功績を称え表彰し、郷土愛を育み、日本人としての誇りをもち、世界で活躍できる人材を育成する基盤とするため、東大和市児童・生徒表彰を開催した。

対象となる児童・生徒の表彰及び活動報告を行った。

<実績等> 開催日 ※オンライン開催

活動報告者 市内児童・生徒表彰 小学生4人・1団体

中学生3人・1団体

④ 「東大和市あいさつふれあい月間」の実施

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止とした。

⑤ 情報モラル教育の全校実施

児童・生徒の規範意識や自立心の育成を図るため、インターネットや携帯電話、スマートフォンの利用の仕方などを学ぶ情報モラル教育を市内小・中学校全校で実施した。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

①～③ 教育について共に考える機会として「教育の日東やまと」、「道徳授業地区公開講座」等を活用し、学校、家庭、地域が協働した取組を一層推進する。

④ 児童・生徒の健全で豊かな心を育成するために、あいさつ運動等の取組を充実させ、地域との連携を一層図る。

⑤ 児童・生徒の規範意識や自立心の育成を図るために、関係機関とも連携しながら、セーフティ教室や情報モラル教育を充実させる。

(教育指導課)

(5) 環境教育の推進

各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等において、環境や環境問題に対する興味・関心をもち、必要な知識・技能・態度を身に付けさせるために、環境に関わる学習の機会や場を計画的に設けるよう、工夫して実施する。

■施策の取組状況

① 各学校の特色に応じた環境教育の実施

各学校の特色に応じ、空堀川など地域の自然に関する調べ学習、環境ビオトープを活用したホタルの飼育及びトウキョウサンショウウオ等の生物の観察などの環境教育を推進した。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

- ① 地球温暖化等の環境への関心を高めるため、実践的なプログラムを体験させる環境教育を、市内全小・中学校で実施することを指針とする。

(教育指導課)

(6) キャリア教育の充実

将来に希望を抱き、望ましい勤労観・職業観を児童・生徒の発達段階に応じて育むとともに、市商工会と連携を図り、中学校における職場体験学習を実施する。

■施策の取組状況

- ① 中学校職場体験が可能な事業者への協力要請
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実施校を1校とした。
- ② 各学校への情報提供
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、受け入れ校を1校のみとした。

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

- ①② 中学校職場体験学習の充実に向け、市内民間事業者や関係団体等へ引き続き体験学習受入れの協力を要請し、その情報を各学校へ提供していく。

(教育指導課)

(7) SDGsの視点を取り入れた教育活動の充実

SDGs (Sustainable Development Goals = 持続可能な開発目標) の視点を取り入れた教育活動の充実を図る。

■施策の取組状況

- ① 学校経営方針や教育課程届の中に、SDGsの視点を取り入れた教育活動を明記した。
- ② 東大和市立第二中学校が、「持続可能な社会の創り手として世界や社会に貢献することができる生徒の育成」をテーマに、研究発表を実施し、市内小中学校に成果を周知した。

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

- ① 各教科等の年間指導計画等を作成する際、SDGsの17の目標と具体的に関連させることで、各校の取り組みの推進をさらに図っていく。

(教育指導課)

3 健康・体力

(1) 健康教育の充実

学校と家庭・地域の連携のもとに、子どもたちの心と体の健康づくりを推進するため、体力向上及び食に関する教育の充実を図る。

■施策の取組状況

① 市内全小・中学校における食育全体計画及び年間指導計画の作成

食育の充実を図るために、市内全小・中学校において食育全体計画を作成し、教務主任会で情報を共有して計画の充実を図った。

また、各校において食物アレルギー等の研修会を実施し、その対応方法を学んだ。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

② 市内全小・中学校において「一校一取組」を実施し、体力向上・健康教育を計画的・系統的に推進した。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

(教育指導課)

③ 児童・生徒への食に関する指導

学校と連携し、給食の歴史、地場野菜、旬の食材、バランスの良い食事等をテーマとして食に関する指導を行った。

<実績等> 11校50回 [7校34回]

更なる食育推進への新たな取り組みとして、食育動画を作成し、YouTube にアップした。

<実績等> 13タイトル [10校1, 139回]

給食センターの活用として、学校からの依頼に基づき市内小学校の社会科見学等の対応を行い、食に関する指導をあわせて実施した。

<実績等> 8校(サポートルーム含む) [6校]

また、導入した個々食器を活用して、各学校の食育計画等に基づき、食事の姿勢など、随時、学校教職員による食育指導を実施した。

④ 給食への地場産食材の使用

東大和市の地場野菜等を積極的に取り入れ、新たな品目としてなす、ピーツパウダー等を使用した。生産者の協力のもと、給食への活用を通年で行った。

<実績等> ・使用野菜等 ジャがいも、にんじん、里芋、大根、キャベツ、ほうれん草、長ねぎ、玉ねぎ、白菜、小松菜、ごぼう、なす、にんにく、梨、ピーツパウダー

・使用量 16,098.8kg [12,467.0kg]

⑤ 給食だよりの発行

給食献立表の裏面を活用して、年11回給食だよりを発行し、日常生活における食事等について正しい理解を深められるよう食育に関する情報の提供に努めた。

また、子どもたちが興味を持つように、旬の食材などのクイズ形式を取り入れ、内容の充実を図った。

⑥ 給食食材の放射性物質測定及び産地の公表

給食に使用する食材のうち産地や使用量を考慮し、市が消費者庁から貸与された放射性物質簡易測定機器により1回3品目の簡易検査を月に2回行った。結果は全て不検出であった。

給食食材の産地について、毎月給食だよりやホームページにより公表した。

(給食課) [教育総務課]

■今後の取組の方向性

①② 引き続き、関係部署と連携し、児童・生徒への食育を推進する。

(教育指導課)

③ 給食センター栄養士が学校を訪問して行う食育のほか、学校への食育資料等の提供を引き続き行うとともに、各学校の計画に基づいて、児童・生徒への食育を推進する。

④ 地産地消の推進や地域の農家の方への感謝する気持ちを持たせるために、今後も地場産の食材を給食に取り入れ、より一層の活用を行う。

⑤ 給食センターを活用した食育の推進を図る。また、児童・生徒への食育は給食センターや学校だけでなく、地域・保護者の協力が必要であることから、学校と連携を図りながら、保護者への食育を積極的に推進していく。

⑥ 今後も給食食材の産地の把握を行うとともに、放射性物質の測定等を実施し、安全・安心な給食の提供に努めていく。

(給食課) [教育総務課]

(2) 体力の向上

児童・生徒の体力の向上を図るとともに、運動が好きな児童・生徒を増やす。

■施策の取組状況

健康教育の充実【再掲 (19～21ページ)】

■今後の取組の方向性

健康教育の充実【再掲 (19～21ページ)】

4 オリンピック・パラリンピック教育の推進

(1) オリンピック・パラリンピック教育の推進

オリンピック・パラリンピック教育を通して、重点的に育成すべき5つの資質「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」を育む。

■施策の取組状況

① 市内全小・中学校で「社会科の授業と学習読本を関連させた、1964年の東京オリンピックの学習」や「オリンピック・パラリンピック教育映像資料の活用した授業」を実施した。

② 市内全小・中学校において、学習読本等を活用した「オリンピック・パラリンピックの精神」に関する取組を実施した。

③ 「夢・未来」プロジェクト等を活用して、オリンピック・パラリンピアンを招聘し、オリンピック競技、パラリンピック競技・障害者スポーツに関する取組を実施した。

■今後の取組の方向性

各学校が基本的な枠組に基づき取り組んできたボランティアマインドの醸成や障害者理解教育の推進に努める。

(教育指導課)

Ⅱ 学校の活性化

1 学校改善

(1) 学校の組織的運営の確立

校長がリーダーシップを発揮し、職層に応じた責任の明確化を進め、組織目標が達成されるよう支援する。

■施策の取組状況

① 各学校における学校経営方針の作成

学校経営方針を作成し、予め設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況の把握や取組の適切さを当該学校の全校職員が検証し評価を行った。

② 当初訪問の実施

※新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、実施した。

③ 教育指導課訪問等の実施

校長の学校経営方針等を聞き取り、学校における児童・生徒の教育活動を参観することにより、校長の学校経営支援に役立てた。また、研究授業を実施し、指導主事が指導助言することにより教員の授業改善を図った。さらに、様々な課題について校長・教職員と協議・懇談により交流を図り、学校の教育課題の解決を図った。

<実績等> 教育指導課訪問等実施校 8校 [15校] 8回 [15回]

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

①～③ 市内全小・中学校において行っている自己評価の内容を保護者、地域住民に説明し、教育の改善に向けた具体的な交流、協力活動を行う。

また、当初訪問及び教育指導課訪問の内容充実を図り、各校の特色ある学校づくりを支援していく。

(教育指導課)

(2) 特色ある教育活動の拡充

小中一貫教育の推進や小・中学校の特色化を進めるため、児童・生徒の多様な個性や能力・適性に対応して、自然環境等を生かした創造的で弾力的な教育課程を編成するとともに、郷土博物館の活用等、社会教育機関等と連携を図る。また、一校一取組運動、一斉朝読書、あいさつ運動に中学校グループで取り組むなど、特色ある教育活動の一層の拡充を図る。

■施策の取組状況

① 特色ある教育活動を推進

特色ある教育活動を推進するために、郷土博物館等の社会教育施設の活用による総合的な学習の時間など、地域の教材を活用した授業を積極的に実施した。

<実績等> 実施校 小学校10校 [10校]

② 「東大和市小学生科学展」の実施

児童がテーマに応じた作品を作成し、東大和市小学生科学展に各校より選抜された作品1点が提出された。

<実績等> 作品提出校 10校 [10校]

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

- ①② 社会教育施設等との連携を図り、地域の教材を活用した授業の一層の充実を図る。
また、教育課程編成時に特色ある教育活動を実施できるよう、情報提供を行う。
(教育指導課)

(3) 特別支援教育の推進

「第二次東大和市特別支援教育推進計画(平成28年度)」の計画期間が令和3年度末で終了することから、令和4年度から8年度を計画期間とする「第三次東大和市特別支援教育推進計画(令和4年度～8年度)」を策定し、引き続き、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、多様な教育展開をするために、関係機関と連携し、校内支援・指導・相談体制の充実に努める。

■施策の取組状況

① 第三次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会の開催

令和4年度から8年度を計画期間とする「第三次東大和市特別支援教育推進計画(令和4年度～8年度)」を策定するため、第三次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会(学識経験者、小学校長、中学校長、特別支援学級教員、巡回指導教員、教育相談員、公募市民、教育委員会職員等15名で構成)を開催した。
<実績等> 開催回数 第三次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会 5回

② 小・中学校における特別支援教育を円滑に進めるための体制の整備

- ア 小・中学校において、校内委員会及び特別支援教育コーディネーターを中心として、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援に努めた。
イ 東大和市における特別支援教育に関する手続や方法をまとめた「東大和市 特別支援教育の手引き」及び全教員向けの「特別支援教育 東大和マニュアル」を作成し、学校現場における特別支援教育の理解充実に努めた。
ウ 特別支援学級(固定制・通級制)の教員や特別支援教育コーディネーター向けに特別支援学級研修会等を実施し、教員の資質向上を図るとともに特別支援教育に対する理解を深めた。

<実績等> 「東大和市 特別支援教育の手引き」の配布(管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担当の新任・転任教諭を対象に配布)
200部[200部]
特別支援教室・通級指導学級研修会の実施 4回 [2回]

③ 特別支援教育に関する理解啓発の推進

- ア 未就学児保護者向けの特別支援教育に関する啓発パンフレットを就学時健康診断受診児童の保護者全員に配布した。
イ 小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者向けの特別支援教育に関する啓発パンフレットを新小学1年生の保護者を対象に全員に配布した。
ウ 例年、特別支援教育の推進及び理解啓発を目的とし、東京都立羽村特別支援学校及び武蔵村山市教育委員会と共催で実施している講演会については、新型コロナウイルス感染症の感染症拡大防止の観点から、中止とした。

<実績等> 未就学児保護者向け啓発パンフレットの配布 900部 [900部]
小・中学校在籍保護者向けパンフレットの配布 1,600枚 [1,600枚]

④ 幼稚園・保育園等からの円滑な入学支援体制の整備

ア 幼稚園・保育園等からの円滑な入学を支援し、小学校との連携を強化するため、就学支援シートを用意し、就学時健康診断時に保護者全員に説明し、配布をした。その後、各小学校説明会時に保護者より就学支援シートの任意提出を受けて、学校側で児童の様子を事前に把握することで、適切な入学準備を行った。

<実績等> 就学支援シートの作成 900部 [900部]
就学支援シート回収部数 151部 [182部]

イ 市内の幼稚園・保育園等からの要望に基づき園に所属する幼稚園教諭・保育士を対象に特別支援教育に係る研修会を実施した。

<実績等> 派遣回数 6回 [7回]

⑤ 特別支援教育検討委員会の開催

特別支援教室の運営ガイドラインに係る事項について検討するため、特別支援教育検討委員会（小学校長、中学校長、巡回指導教員、巡回指導員、教育委員会職員等10人で構成）を開催した。

<実績等> 開催回数 特別支援教育検討委員会 5回 [4回]

⑥ 巡回指導・相談体制の整備

巡回相談員4人と教員免許を持つ巡回指導員（特別支援教育士）1人の5人体制で発達障害等の特別支援教育に係る巡回相談を実施し、学級での行動観察や心理検査等を通して学級担任への指導・助言及び保護者相談をきめ細かく行った。

<実績等> 巡回相談等の年間件数
小学校 294件 [345件] 中学校 103件 [93件]
就学前機関 181件 [157件] 関係機関 50件 [53件]
心理検査 67件 [72件] 電話対応 70件 [23件]
合計 765件 [743件]

⑦ 就学相談の実施

障害のある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指すため、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごせるように連続性のある学びの場を検討するため、東大和市就学支援委員会就学判定会議を実施した。また、児童・生徒のうち特別支援教室・通級指導学級等の利用に係る審議を実施した。

<実績等> 就学相談95件 [83件] 通級等利用相談52件 [58件]

【就学相談結果】

(単位：人)

就学先	小学校	中学校	合計
特別支援学級（知的固定制）	11 [11]	20 [12]	31 [23]
特別支援学級（情緒固定制）		1 [2]	1 [2]
特別支援学級（言語通級制）	11 [6]		11 [6]
特別支援教室	52 [65]	26 [23]	78 [88]
特別支援学校	5 [9]	3 [0]	8 [9]
通常の学級	11 [6]	3 [0]	14 [6]
その他（転出等）	1 [3]	2 [0]	3 [3]
転学相談	0 [4]	1 [0]	1 [4]
合計	91 [104]	56 [37]	147 [141]

⑧ 子ども支援員の派遣

支援が必要な児童・生徒の情緒面の安定と学校生活への適応を図るために、子ども支援員を配置し各学校からの要請に応じて児童1人につき週1、2回派遣した。また、子ども支援員拡充のためのモデル事業として、第四小学校及び第三中学校に原則として、毎日派遣を行った。

<実績等> 子ども支援員 15人 [11人]

子ども支援員を派遣した児童・生徒数 37人 [40人]

⑨ 副籍制度

東京都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の中で希望者が、居住する学区の小・中学校に副次的な籍をもち、通常学級の児童・生徒との相互理解を図るため、間接交流（学校だよりの交換等）や直接交流（行事への参加等）を行った。

<実績等> 小学部副籍者 31人 [28人]

中学部副籍者 11人 [12人]

計 42人 [40人]

⑩ 特別支援教育研修会の開催

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止とした。

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

- ① 第三次東大和市特別支援教育推進計画における課題と目標の達成に向けて取組及び進捗管理を行い、特別支援教育の充実を図る。
- ② 学校で開催される校内委員会に巡回相談員や巡回指導員が参加し、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援に努める。また、研修会等を通じて特別支援学級等の教諭や特別支援教育コーディネーターの資質向上を図る。
また、市民や関係機関向けに講演会等を実施し、特別支援教育における理解が深まるよう啓発に努める。
- ③ 就学支援シートの作成・配布を今後も継続的に実施し、幼稚園・保育園からの円滑な入学支援体制の整備を行う。
- ④ 校長会等に参加し、特別支援教育についての情報共有と課題解決を図る。
- ⑤ 特別支援教育検討委員会を開催し、特別支援教育のあり方や課題解決に係る検討を行うことにより、特別支援教育の推進を図る。
- ⑥ 小・中学校における校内委員会や特別支援教育コーディネーターを支援するために、巡回相談体制の充実を図り、各校で抱える問題について専門的に助言し解決を図る。
- ⑦ 障害のある児童・生徒の可能性を最大限に伸長が図れるよう多様な学びの場を検討するために就学支援委員会を開催し、専門的見地からの意見を受けて、保護者への情報提供を十分に行い、丁寧で分かりやすい相談を進める。
- ⑧ 子ども支援員事業の更なる拡充を図り、支援が必要な児童・生徒の情緒面の安定を図り、学校生活への適応を支援する。
- ⑨ 副籍制度を実施し、東京都立特別支援学校と市立小・中学校の児童・生徒の交流を行い、相互理解が深められるよう推進を図る。
- ⑩ 通常の学級の教員を対象に特別支援教育研修を実施し、通常学級に在籍している支援を必要とする児童・生徒への指導力向上を図る。

(教育指導課)

(4) 小中一貫教育の推進

小学校第5学年から中学校第1学年の「学力向上」「体力向上」「健全育成」について、指導する項目を示した「東大和共通プログラム」を活用し、市内小・中学校で共通した指導の徹底を図る。

■施策の取組状況

① 中学校区ごとでの一貫教育

中学校区ごとで授業参観及び情報交換会を実施した。また、小・中学校間での児童・生徒交流、授業実施、地域を交えての交流会を実施した。

② 市の施策事業での小中一貫教育

教務主任会・生活指導主任会をはじめ、市の委員会・研修では、小中一貫教育を意識した計画を立て、実施した。

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

① 小中一貫教育の充実に向け、9年間で踏まえた教育が実施できるよう、とりわけ小5・小6・中1における教育の中で、学力向上や生活指導等について市内の全ての学校が共通理解を図り、よりきめ細かい教育を実施していく。

② 小中一貫教育を推進していくため、市の施策事業等においても小・中学校グループを意識した取組を継続して実施していく。

(教育指導課)

(5) 学校における働き方改革

教職員一人一人の心身の健康を保持し、児童・生徒の学びを支えられるよう、教職員の長時間勤務等の改善に取り組み、学校教育の質の維持向上を図る。

■施策の取組状況

① 「東大和市立学校における教員の働き方改善計画」に基づいた取組を実施した。
(学校閉庁日、時間外電話応答メッセージ、統合型校務支援ソフト運用等)

② スクール・サポート・スタッフの配置

教員の業務負担軽減を図り、教員がより児童・生徒への指導や教材研究等に一層注力できるよう体制を整備するため、スクール・サポート・スタッフを配置した。

<実績等> 実施校 小学校10校、中学校5校

③ 中学校における部活動指導員の配置

中学校において教員の業務負担軽減を図るため、教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員を配置した。

<実績等> 実施校 中学校3校 [3校]

④ 副校長補佐の配置

副校長に集中する業務負担の軽減等を図るため、副校長を直接補佐する支援員を配置した。

<実績等> 実施校 小学校1校 [0校]

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

- ① 「東大和市立学校における教員の働き方改善計画」に基づいた取組を継続して実施していく。また、統合型校務支援ソフトを活用し、教職員の校務負担の低減、校務情報に関わる人的ミスの削減を図る。
- ②③ 今後も人的な配置を継続して行い、教員がより指導や教材研究に注力できるような体制の整備を図る。
- ④ 今後も人的な配置を継続して行い、管理職である副校長がより学校運営に注力できるような体制の整備を図る。

(教育指導課)

2 人材育成

(1) 教員研修の充実

教職員の授業力向上を図る研修や、いじめ、不登校、体罰防止に係る指導力向上を図る研修、職層に応じて必要となる研修等、より実践的な研修を計画的に実施する。

■施策の取組状況

① 初任者研修の実施

初任者教諭及び期限付任用教員を対象に、初任者研修会を実施した。内容としては、服務、学級経営、安全指導、人権教育、特別支援教育等の講義及び授業研究等を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校18人、中学校8人 合計26人 [24人]
回数10回 [10回]

② 2・3年次授業研究の実施

2・3年次教員を対象に、1人の教員につき年間2回以上の授業研究、及び2年次は年間3回、3年次は年間2回の校外における研修を実施した。各校の教育課題に基づく学習指導案の作成及び授業研究を行った。また夏季休業中に人権教育・組織校検討についての学習指導法研修を行った。

<実績等> 対象教員 小学校31人、中学校13人 合計44人 [36人]

③ 中堅教諭等資質向上研修の実施

10年経験者教員を対象に、研修会を実施した。夏期休業中を中心に学習指導法研修、生活指導・進路指導事例研修、人権教育・法規研修、教職員服務研修等を行った。

<実績等> 対象教員 小学校9人、中学校9人 合計18人 [15人]
回数8回 [8回]

④ 学校マネジメント講座

<実績等> 日時 令和3年7月28日(水)
令和3年7月29日(木)

参加者人数 小学校8人、中学校2人 合計10人

⑤ 新学習指導要領に対応した研修の実施

各研修において、新学習指導要領に対応した情報提供を行った。

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

- ①～⑤ 職層及び教育課題に応じた研修内容を充実し、教員の職層に応じ人事考課と連動した能力開発型の研修の充実に努める。

(教育指導課)

(2) 体罰の根絶

体罰による人権侵害を決して許さず、だれもがもつよりよく生きたいという意欲や願いを教師が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出す指導を充実させる。その際、各学校が作成した「体罰防止プラン」等を活用し、信頼関係に基づいた指導を推進する。

■施策の取組状況

① 各学校における体罰防止研修会の実施

東京都教育委員会が設定する体罰防止月間において、市内全小・中学校は、全教職員を対象とした研修会を実施した。また年間を通じて職員会議等の中で、事例を通して体罰防止についての指導を管理職が実施した。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

② 各学校における体罰防止プランの作成

市内全小・中学校において体罰防止プランを作成し、児童・生徒が将来への希望をもち、望ましい行動について自らが考え、行動できるように、引き続き教職員間で信頼関係に基づく指導の在り方やよりよい指導法についての理解を深め、指導を行った。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

①② 各学校における体罰防止研修を継続的に実施し、児童・生徒との信頼関係に基づく指導の徹底を図る。

(教育指導課)

3 環境整備

(1) 学校施設の効率的な運営

学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から良好な維持管理に努め、教育施設の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

学童保育所の学校内設置に向けて、市長部局と連携して検討する。

(2) 学校施設等の整備

安全で安心な教育環境の確保を図るため、学校施設の計画的な改修・改善に努める。

■施策の取組状況

① 学校施設等の計画的な改修・改善

良好な学習環境を確保するため、計画的に学校施設の整備を行った。

ア 第一・第五小学校体育館屋根改修工事を実施した。

イ 第一小学校高压受変電設備更新工事実施設計を実施した。

ウ 第四・第八小学校校庭芝生化維持管理を実施した。

エ 第三・第九小学校体育館空調設備を賃借した。

オ 樹木診断を実施した。

カ 第一中学校体育館屋根改修工事を実施した。

キ 第三・第四・第五中学校体育館照明設備更新工事を実施した。

ク 第一中学校トイレ配管改修工事を実施した。

② 新型コロナウイルス感染症対策として、水道蛇口自動水栓化工事を実施した。

③ 芝生維持管理組織構成員のボランティア保険への加入

校庭芝生化を実施した第四小学校及び第八小学校において、日常の芝刈り作業、施肥作業を行っている芝生維持管理組織構成員のPTA、おやじの会、校庭利用団体、地域の方等が行う際の万一の事故に備えるため、ボランティア保険に市の負担により加入した。

<実績等> 加入人数 15人 [11人]

(教育総務課)

■今後の取組の方向性

① 良好な教育環境の確保と学校教育の充実を図るため、計画的に学校施設の整備を行う。特に、児童・生徒の安全性を確保するとともに老朽化した学校施設の長寿命化改修の推進を図る。

② 校庭芝生化維持管理を行っている構成員等が安心して活動できるよう引き続きボランティア保険に市の負担により加入する。

(教育総務課)

(3) 学校給食センターの運営と学校給食の充実

学校給食センターの調理・配膳業務を円滑に行い、安全・安心な学校給食の提供、食育の推進等、学校給食の基本理念の実現に努める。

また、新献立の提供、見学会及び試食会の開催など、更なる学校給食センターの利用を推進する。

■施策の取組状況

調理配膳業務及び配送業務委託を行い、当該事業者と密接に連携することにより、安全・安心な学校給食の提供に努めた。

また、たこめし、手作り芋もち、カオマンガイ、和牛すき焼き、酢豚、真鯛の磯部揚げ、揚げぶり大根、手作りゼリーフライ、抹茶きなこ揚げパンなど、多くの新献立を提供した。

健康教育の充実 【再掲(19～21ページ)】

■今後の取組の方向性

引き続き各委託事業者と協力して、安全・安心な学校給食の提供を行うとともに、新献立の提供など、学校給食の更なる充実に努める。

(給食課) [教育総務課]

(4) 教育環境の整備

東大和市立学校の教育環境については、最新の状況を注視しながら、対策の検討を進める。

児童・生徒にとって快適な教育環境を確保するため、東大和市公共施設等総合管理計画等を踏まえた学校の適正規模及び適正配置等の新たな方針に即した学校の再編計画に取り組む。

東大和市GIGAスクール構想により、児童・生徒1人1台端末の学習環境を最大限に活用し、誰一人取り残さない、公正に個別最適化された学びの実現を図る。

校務ネットワークシステムについては、学校での運用状況を把握し、情報セキュリティ対策等を踏まえた指導、支援を行うように努める。

また、統合型校務支援ソフトを活用し、教職員の校務負担の低減及び校務情報に関わる人的ミスの削減を図る。

■施策の取組状況

- ① 児童・生徒 1 人 1 台端末を効果的に活用した、「個別最適化された学び」の実現を図った。
- ② 学校における 1 人 1 台端末の活用を推進するため、ICT 支援員の配置を行った。
- ③ 児童・生徒 1 人 1 台端末を活用した家庭学習について、インターネット通信環境のない世帯に対する貸出用モバイルルーターを貸与した。
- ④ 校務の効率化を推進するため、校務ネットワークシステム、統合型校務支援ソフト及び学納金管理システムの管理運用を行った。
- ⑤ 授業目的公衆送信補償金制度を利用し、ICT を活用した教育における著作物利用の円滑化を図った。

■今後の取組の方向性

- ① 1 人 1 台端末の学習環境を最大限に活用し、誰一人取り残さない、公正に個別最適化された学びを実現する。
- ② 統合型校務支援ソフトを活用し、教員の働き方について一層の改善を図る。

(教育指導課)

(5) 危機管理体制の充実

災害や犯罪等の緊急時における児童・生徒の安全確保を徹底するため、校内の組織や対応のあり方等の改善及び充実を図るとともに、家庭や地域と連携し、学校の危機管理体制等の充実を図る。

さらに、大地震などの災害時に対応するための防災教育の充実を図る。

■施策の取組状況

① 不審者情報の提供

不審者事案発生時に、各学校から不審者情報を迅速に報告、周知させることによって二次被害防止に努めた。通報者から連絡を受けた学校は、教育指導課に報告するとともに、プライバシー等に配慮しつつ市内全小・中学校、東大和警察署生活安全課等に連絡し、教育指導課は教育委員会事務局各課に連絡するとともに防災安全課に情報提供した。

(教育指導課)

② 自転車運転免許制度

児童を交通事故から守り、安全に自転車を乗れるように、基本的な自転車の乗り方、交通ルールについての講習会・実技指導を警察、交通安全協会、保護者、関係機関の協力を得て、小学校全校で行う。

<実績等> 実施校 10校

ア 講習会(全児童を対象に講習及びペーパーテスト)修了者に運転免許証及び反射合格シールを配布

イ 実技指導（3年生対象※一部4年生含む）

（単位：人）

内 訳	参加者数	内 訳	参加者数
教職員	39 [6]	警察署・駐在所	22 [2]
児 童	779 [124]	交通安全協会	25 [4]
P T A ・ 保 護 者	60 [0]	教育委員会・土木課〔道 路交通課〕	16 [3]

（教育総務課）

- ③ スタントマンによる体験型自転車交通安全教室
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止とした。
（土木課）〔道路交通課〕
- ④ 学童交通擁護ボランティアのボランティア保険への加入
学期のはじめ等に、通学路で学童交通擁護ボランティア活動を行っている保護者の
万一の事故に備えるため、傷害補償と賠償責任補償が一体となったボランティア保険
に市の負担により加入した。
＜実績等＞ 加入人数 503人 [564人]
（教育総務課）
- ⑤ 学校防災マニュアルの改訂
東日本大震災を教訓として一部改訂した学校防災マニュアルを活用し、防災教育の
あり方について各校で見直しを行った。
（教育指導課）

■今後の取組の方向性

- ① 個人情報等の取り扱いに配慮しつつ、不審者情報の連絡体制を強化する。
（教育指導課）
- ② 交通事故を防止するため、引き続き、警察、交通安全協会、保護者、関係機関と連
携を図り、自転車の講習会・実技指導を行う。特に交差点の安全な渡り方や生活道路
での自転車の乗り方について、重点的な指導を行う。
保護者に対しては、教育委員会だよりやパンフレットにより児童の交通安全につい
て、一層の啓発を図る。
- ③ 交通事故の重大さや交通ルールの一層の理解を深めるため、交通事故の疑似体験を
取り入れた交通安全教室の実施について、担当の土木課〔道路交通課〕に働きかけて
いく。
- ④ 学童交通擁護ボランティア活動を行っている保護者が安心して活動できるよう引
き続きボランティア保険に市の負担により加入する。
（教育総務課）

（6）安全対策の推進

児童・生徒を犯罪被害から守るため、保護者やP T A、ボランティア、関係機関等と
連携し、安全対策を実施する。

■施策の取組状況

- ① 学校安全ボランティア（スクールガード）のボランティア保険への加入
学校安全ボランティア（スクールガード）が通学路の見守りや地域のパトロールを
行う際の万一の事故に備え、傷害補償と賠償責任補償が一体になったボランティア保
険に市の負担により加入した。
＜実績等＞ 加入人数 38人 [42人]

② 地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）による巡回指導

元小学校長1人をスクールガード・リーダーとして配置し、市内全小・中学校を巡回して防犯面の取り組みを確認し、指導・助言を行った。（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、簡易的な学校巡回の実施及び不審者対応マニュアル等の書面確認を行った。）

<実績等> 令和4年2月22日 小学校10校 [10校]
中学校 5校 [5校]

(教育総務課)

③ セーフティ教室の実施

全小・中学校において、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力をつけるセーフティ教室を実施した。

<実績等> 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

(教育指導課)

④ 地域安全マップづくりの推進

児童が通学路における危険から身を守るための力を育めるよう、各小学校において、親子での通学路安全点検や授業の中で、地域安全マップづくりに取り組んだ。

<実績等> 小学校6校 [6校]

⑤ 防犯ブザーの貸与

児童・生徒の登下校時の安全を図るため、新小学1年生に防犯ブザーを貸与した。

<実績等> 750個 [740個]

⑥ 交通安全帽子（黄色）の配布

児童の登下校時の安全を図るため、新小学1年生に交通安全帽子（黄色）を配布した。

<実績等> 752個 [730個]

⑦ 通学路における合同点検の実施

小学校、保護者等、警察署、道路管理者及び教育委員会の5者で、通学路における合同点検を実施した。今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、小学校から提出された点検箇所において、1箇所を除き、5者揃って現場確認は行わず、対策内容を検討した結果を踏まえて、関係者が各自で現場確認を行った。

<実績等> 令和4年3月末時点での実施状況

点検箇所 38箇所 [41箇所]

(うち対策必要箇所) 30箇所 [32箇所]

対策済み箇所 27箇所 [29箇所]

※対策済み箇所とは、対策必要箇所において対策が全て完了した箇所をいい、対策済みとなっていない箇所については、対策を検討中若しくは対策を実施中であるが完了していない箇所をいう。

⑧ 通学路防犯カメラの維持管理及び新たな設置

市内小学校10校の通学路に1校あたり5台、合計50台設置している通学路防犯カメラの維持管理に努めた。

また、警察や学校と協力し、市内の犯罪発生状況等を踏まえながら、新たに防犯カメラ20台を通学路等に設置した。

⑨ スクールメールシステムの導入

P T A・保護者連絡会主導の下、全ての小学校で導入済みのI Cカードを活用した登下校メール配信システム（スクールメールシステム）を児童の安全対策の一環として活用した。

(教育総務課)

■今後の取組の方向性

- ① 学校安全ボランティア（スクールガード）がそれぞれの地域で無理なくパトロールや見守り活動が続けられるよう、支援に努めていく。
- ② 地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）を引き続き配置し、学校施設や通学路等の点検を行っていく。

（教育総務課）

- ③④ 児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を身に付けるため、セーフティ教室の内容の充実や地域安全マップづくりの一層の支援に努める。

（教育指導課）（教育総務課）

- ⑤ 引き続き、新小学1年生に防犯ブザーの貸与を行う。
- ⑥ 引き続き、新小学1年生に交通安全帽子（黄色）の配布を行う。
- ⑦ 引き続き、通学路における合同点検を実施する。
- ⑧ 引き続き、通学路等の防犯カメラの維持管理に努める。
- ⑨ 引き続き、スクールメールシステムを児童の安全対策の一環として活用する。

（教育総務課）

（7）アレルギー疾患への対応

アレルギー疾患に対応するため、「東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアル」に基づき教員の共通理解を図り、定期的な校内研修や訓練を実施する。

また、給食等の提供により発生するアナフィラキシーショック等、緊急時の対応として、公立昭和病院及び災害医療センターとのホットラインを活用する。

■施策の取組状況

- ① 定期的な校内研修や訓練及びエピペン®の実技講習会を各学校で実施し、事故防止の徹底に努めた。また、緊急時に迅速な対応を行えるよう、アナフィラキシー対応ホットラインについて周知した。
- ② 文部科学省が作成したアレルギー疾患に関連する資料を学校へ配布することにより、教員の共通理解及び周知を図った。
- ③ アレルギー疾患の状況把握のため、新小学1年生は就学時健康診断時に、在校生は学校において、調査を実施し状況把握に努めた。

（教育総務課）

- ④ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を提出した児童・生徒の保護者と面談を行い、個々のアレルギー情報把握に努め、アレルギー献立表等を提供した。また、アレルギー情報提供依頼書が提出された場合も同様にアレルギー献立表等を提供した。また、誤って摂取した場合、重篤な症状となるピーナッツ、木の実（ナッツ）類（カカオ・栗は除く）、キウイフルーツ、ソバは引き続き学校給食で使用しなかった。また、アレルギー除去食について、学校と協力して除去食を希望する児童・生徒の保護者等と面談を行った。

- ⑤ 乳のアレルギー除去食対象者の中で希望者に対し、牛乳及びパンの代替食として豆乳及び乳抜きパンを提供した。

（給食課）〔教育総務課〕

■今後の取組の方向性

- ①② 引き続き、各学校において定期的に校内研修等を実施し、また、最新の情報を学校へ提供することにより、事故防止を図り、緊急時には、アナフィラキシー対応ホットラインを活用していく。
- ③ 引き続き、アレルギー疾患に関する調査を複数回実施し、状況把握に努める。
(教育総務課)
- ④ アレルギー除去食、代替食について、学校や関係機関及び調理配膳業務委託事業者との調整を図り、引き続き安全・安心な学校給食の実施に努める。
(給食課)〔教育総務課〕

Ⅲ 家庭、地域との連携

1 学校と家庭との連携

(1) 教育相談体制等の充実

子どもの社会的自立への支援を図るため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、さわやか教育相談室及びサポートルーム（適応指導教室）の活用、学校への訪問指導・巡回相談等により、教育相談体制等の充実を図る。

■施策の取組状況

① 市内全小・中学校及びサポートルームにスクールカウンセラーを配置

市内全小学校10校〔10校〕・市内全中学校5校〔5校〕・サポートルームにスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び学校内の教育相談等の充実を図った。

<実績等> 小学校10校〔10校〕、中学校5校〔5校〕

② さわやか教育相談室及びサポートルーム（適応指導教室）、訪問相談の連携

さわやか教育相談室、サポートルーム、訪問相談の連携を図り、いじめ、不登校等課題のある児童・生徒への対応、学校への支援を行った。

また、教育相談連絡会を開催し、連携を図った。

<実績等> 教育相談連絡会 年間2回〔2回〕※書面開催

③ スクールカウンセラー等連絡協議会の実施

スクールカウンセラー等連絡協議会を開催し、市内のスクールカウンセラー、さわやか教育相談室相談員、スクールソーシャルワーカー、サポートルーム指導員、子ども家庭支援センター職員等が一堂に会して、市内の教育相談に関する現状と課題について理解を深めた。

<実績等> 年間2回〔2回〕

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

①～③ 教育相談体制をより一層充実するため、スクールカウンセラーの活用を図るとともに、関係機関との連携を強化する。

(教育指導課)

(2) 不登校対策の推進

■施策の取組状況

① 不登校対策事業の推進

市不登校対策事業を推進し、市内全体が欠席時受付対応や長期欠席児童・生徒の情報共有などを実施することで、不登校児童生徒の減少を図った。

<実績等> 不登校の出現率 小学校 約1.30%、中学校 約4.58%

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

① 不登校の未然防止及び初期段階や長期化している児童・生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうことができるよう、欠席受付方法の工夫等を実施する。

(教育指導課)

2 学校と地域との連携

(1) 地域に開かれた学校運営の推進

学校運営協議会（法定コミュニティ・スクール）を導入するとともに、学校運営連絡協議会を更に活性化させ、保護者や地域住民、学識経験者等の参画を求め、学校経営計画に基づく学校関係者評価の充実等、開かれた学校運営を一層推進する。

■施策の取組状況

① 学校運営連絡協議会の実施

学校運営連絡協議会を開催し、学校に対する理解と改善意見を受け、学校経営へ反映させることができた。

<実績等> 小学校4校 [6校]、中学校3校 [3校]

② 学校評価研修会の実施

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止とした。

③ 学校運営協議会（法定コミュニティ・スクール）の導入

地域住民や保護者等から構成する会議体である学校運営協議会を新たに2校設置し、学校運営への参画を推進した。

<実績等> 小学校6校 [4校]、中学校2校 [2校]

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

①②③ 学校評価を活用し開かれた学校づくりを一層進める。そのために、児童・生徒や保護者等の授業評価を積極的に取り入れる。また、学校運営協議会制度（法定コミュニティ・スクール）の推進を図る。

(教育指導課)

(2) 「教育の日東やまと」の開催

保護者・市民の小・中学校の教育活動に対する理解と関心を高めるとともに、学校と保護者・地域が共にこれからの教育の在り方について考える「教育の日東やまと」を開催する。

■施策の取組状況

① 教育課題研究指定校の3校がオンラインでの研究発表を実施した。他の学校及び地域・保護者が共にこれからの東大和市の教育を考える機会となり、各校の教育活動の推進を図った。

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

① 研究発表の方法をオンデマンドによる発表とする。このことにより、各校実施可能な時に実施可能な分量として、各校の実態に応じた取組を推進していく。

(教育指導課)

(3) 教育ボランティアの活用

教育ボランティア等の学校外の人材を積極的に活用するなど、市民の教育参加の機会を拡充する。

■施策の取組状況

① 教育ボランティアの活用

教育指導課を拠点として教育ボランティアを登録し、各学校が必要に応じて活用できるように整備した。各校では、教科指導補助、部活動指導等で活用し、教育活動が充実した。

<実績等> 教育ボランティアの登録数 124人 [107人]

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

① より多くの教育ボランティアを確保するために市ホームページや市報に募集案内を掲載するとともに、各学校においてボランティアを活用できるように、近隣大学(明星大学、国立音楽大学、白梅学園大学等)への募集を進める。また、今後も教科指導補助等、学校の教育活動全般を視野に入れて活用を図っていく。

(教育指導課)

(4) 郷土や伝統文化に関する教育の充実

郷土に対する愛着や誇りを育むために、地域の人的・物的資源を積極的に活用するように、学校や地域に働きかける。また、小学校社会科副読本「わたしたちの東大和市」及び指導資料「活用の手引き」を必要に応じて改訂する。

日本の伝統文化や世界の多様な文化に対する理解を深め、自国や他国の文化を尊重する態度を育成し、国際社会で信頼される日本人を育てる教育を推進する。

■施策の取組状況

① 社会科副読本「わたしたちの東大和市」の配布

東大和市を理解するために、社会科副読本「わたしたちの東大和」を小学校3年生に無償で配布した。

<実績等> 小学校10校 [10校]

② 社会科副読本作成委員会の開催

副読本をよりよいものに改訂するために、委員会を開催した。

<実績等> 年間2回 [1回]

(教育指導課)

■今後の取組の方向性

①② 社会科副読本の一層の充実を図るため、次期学習指導要領に対応するための「わたしたちの東大和市」(改訂版)を作成するとともに、指導案例をまとめた指導展開集を作成する。

(教育指導課)

IV 生涯学習・生涯スポーツ推進事業

1 生涯学習の充実

(1) 生涯学習の推進

平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とした、「東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画」に基づき、生涯学習の諸事業を推進することで、市民の生涯学習の振興を図る。

■施策の取組状況

① 社会教育委員会議

社会教育委員会議は、社会教育法第15条の規定に基づき設置された機関で、社会教育全般にわたる調査・研究・計画の立案を始め、教育委員会からの諮問に答えるため、会議を開催した。

<実績等> 年11回[11回]

② ひがしやまと出前講座（多摩湖塾）の実施

令和3年度は、様々な市の事業について知りたいという希望が寄せられ、市民団体等が自主的に行う学習会に市職員を講師として派遣した。

<実績等> 延べ7件[3件]、124人[35人]

③ 学びあいガイドの発行、東大和市生涯学習人材バンクの紹介

生涯学習を推進するため、学びあいガイドを作成・発行した。

また、学びあいガイド（行政による生涯学習案内）の中で、人材バンクの紹介をした。

<実績等> 学びあいガイド令和3年度版（市民による生涯学習案内）
800冊[800冊]

学びあいガイド令和3年度版（行政による生涯学習案内）
500冊[600冊]

学びあいガイド令和3年度版（小学生向け）
800部[4,700部]

④ 第51回東大和市民文化祭

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止した。

<実績等> 中止[中止]

(社会教育課) [生涯学習課]

■今後の取組の方向性

① 平成28年度に策定した「東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画」に基づき、本計画の基本理念である「豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり」の実現を目指す。

② 出前講座の各課メニューの充実や周知を図っていく。

③ 学びあいガイドの発行や人材バンクについては、市報やチラシ等で広く市民に周知し、市民の間に文化の普及及び向上を図り、また市民相互の交流も図る。

④ 東大和市文化協会と連携し、東大和市民文化祭を実施していく。

(社会教育課) [生涯学習課]

(2) 生涯学習の支援

自主的な活動を進めている社会教育関係団体などの関係機関と連携・協力を図るとともに、学びあいガイドや出前講座、人材バンク制度に関する情報発信等を行うことにより、市民の生涯学習を総合的に支援する。

■施策の取組状況

① 東大和市社会教育関係団体育成事業

市民の自主的な社会教育活動を促進することによって、東大和市の社会教育の発展を図るため、東大和市社会教育関係団体連合体に対して、補助金の交付等の援助を行った。

<実績等> 5団体 2,884,422円 [6団体 2,126,606円]

② 東大和市生涯学習人材バンク

知識や技能を有する方々に人材バンクに事前に登録してもらい、指導者や講師を探している市内サークル・団体や新たに活動を始めたい市民への活用を図った。また、この制度を周知するため、登録者による体験講座を実施した。

<実績等> 体験講座 中央公民館で実施
3日間13講座 74人 [3日間14講座 74人]
人材バンク 利用件数0件 [1件]
延参加人数0人 [2人]

(社会教育課) [生涯学習課]

■今後の取組の方向性

① 社会教育関係団体育成のため、補助金を交付していく。

② 東大和市生涯学習人材バンクを周知するため、体験講座を実施していく。

(社会教育課) [生涯学習課]

(3) 社会教育活動への支援

郷土博物館、公民館、図書館の施設整備等に努めるとともに、学習の場の提供と交流の機会や情報の提供を充実させることで、市民の社会教育活動を支援する。

■施策の取組状況

① 公民館運営審議会

公民館運営審議会は、社会教育法第29条に基づいて設置された機関であり、中央公民館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画、実施について調査審議することを目的とし開催した。

<実績等> 年5回 [7回]

② 公民館の利用状況

社会教育機関として、社会教育法第20条を目的とする利用及びその他の利用に供することにより地域における市民の主体的な文化・学習活動の拠点として、また地域づくりの拠点として、自主グループ活動等の推進に貢献した。

<実績等>

内 容	開館 日数 (日)	利用件数及び利用人数						定期利 用グ ループ 数	
		件 人	一般	市役所	主 催	有 料	合 計		利用率
五 館 合 計	1,452 [1,265]		11,853 [9,464]	642 [323]	693 [475]	202 [166]	13,390 [10,428]	51.17%	396 [398]
			85,882 [68,428]	6,302 [3,565]	5,374 [3,934]	3,028 [1,548]	100,586 [77,475]	[49.39%]	

※定期利用グループ数は、令和4年3月現在。

③ こうみんかんだより等の発行状況

公民館事業に関する情報提供及び利用グループ相互の情報交換の場として、さまざまな情報を提供した。こうみんかんだよりは主に新聞折込により、また各地区館だよりは配布ボランティア及び職員により各戸配布した。

<実績等>

名 称 (発行館)	発行回数 (発行月)	発行部数
こうみんかんだより (五館合同)	6回 (5、7、9、11、1、3月)	180,000部[180,000部]
中公タイムス (中央)	1回 (8月)	2,200部[6,600部]
ハロー公民館 (南街)	3回 (4、11、1月)	10,200部[6,800部]
こんにちは狭山公民館 (狭山)	1回 (1月)	1,500部[1,500部]
あすなろだより (蔵敷)	2回 (8、2月)	2,600部[3,900部]
こだまの森 (上北台)	3回 (5、11、3月)	5,000部[6,000部]
合 計		201,500部[204,800部]

④ 主催講座等の開催

子ども、青年、成人などを対象とする各種講座や地域課題・社会的な問題などを取り上げた講座、さらには市民企画講座や保育付講座など、様々な主催講座等を開催することにより、地域住民の学習ニーズに応えるとともに、自主グループづくりに努めた。

<実績等>

(単位：回、人)

施設名	対象															合計		
	子ども			青年			成人			保育付			高齢者			講 座 数	延 回 数	延 加 者 数
	講 座 数	延 回 数	延 加 者 数															
合五同館	—	—	—	1	25	394	2	0	0	—	—	—	—	—	—	3	25	394
	[—]	[—]	[—]	[1]	[32]	[477]	[2]	[1]	[541]	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[3]	[33]	[1,018]
中央	2	0	0	2	12	275	2	0	0	3	39	333	—	—	—	9	51	608
	[2]	[2]	[19]	[3]	[18]	[366]	[2]	[0]	[0]	[2]	[32]	[287]	[—]	[—]	[—]	[9]	[52]	[672]
南街	1	0	0	—	—	—	2	15	226	2	12	152	—	—	—	5	27	378
	[1]	[0]	[0]	[—]	[—]	[—]	[2]	[8]	[100]	[2]	[14]	[75]	[—]	[—]	[—]	[5]	[22]	[175]
狭山	2	1	42	—	—	—	1	4	51	—	—	—	—	—	—	3	5	93
	[4]	[2]	[45]	[—]	[—]	[—]	[2]	[0]	[0]	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[6]	[2]	[45]
蔵敷	6	17	312	—	—	—	4	8	77	—	—	—	—	—	—	10	25	389
	[4]	[19]	[262]	[—]	[—]	[—]	[7]	[17]	[188]	[—]	[—]	[—]	[1]	[0]	[0]	[12]	[36]	[450]
上北台	—	0	0	—	—	—	5	9	84	2	20	214	—	—	—	7	29	298
	[1]	[0]	[0]	[—]	[—]	[—]	[5]	[12]	[206]	[2]	[16]	[184]	[—]	[—]	[—]	[8]	[28]	[390]
新堀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	5	80	1	5	80
	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[—]	[1]	[0]	[0]	[1]	[—]	[—]
合計	11	18	354	3	37	669	16	36	438	7	71	699	1	5	80	38	167	2,240
	[12]	[23]	[326]	[4]	[53]	[3,736]	[22]	[77]	[1,180]	[8]	[75]	[909]	[2]	[13]	[627]	[46]	[234]	[7,281]

⑤ 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の実施

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、公民館利用者に対して事前の検温・手洗い・マスクの着用・利用者同士の距離の確保・室内の換気・利用者名簿及び利用点検票の作成等の徹底をお願いした。また、手指消毒液及び室内消毒液の設置、学習室等の利用人数の制限を行った。

⑥ 施設整備

中央公民館において舞台緞帳修繕、消火栓修繕、非常用照明器具修繕などを実施した。狭山公民館において冷暖房機更新工事、誘導灯修繕、冷却塔ボールタップ交換修繕、非常用照明器具修繕、1階男女トイレ入口ドア取付修繕、コンセント修繕、スイッチ修繕を実施した。蔵敷公民館において冷却塔ボールタップ交換修繕、小便器排水管路腐食破損漏水修繕、給水管修繕を実施した。

(中央公民館)

⑦ 図書館協議会

図書館協議会は、図書館法第14条の規定に基づいて設置された機関で、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることを目的とし開催した。

<実績等> 年3回(第3回図書館協議会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面開催とした。)[3回]

⑧ 施設整備

中央図書館において新型コロナウイルス感染症対策として、LAN配線等工事、電話機増設工事、トイレ洋式化工事、水道蛇口自動水栓化工事を実施した。また中央図書館天井仕上材修繕、中央図書館2階事務所流し台修繕、中央図書館トイレ修繕を実施した。

⑨ 図書館資料の充実

高度化、多様化する市民要望に応えるため、効率的な資料の収集に努めた。

<実績等>

	中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	合 計
購入 点数	9,475 点 [9,415 点]	2,460 点 [2,515 点]	2,850 点 [2,989 点]	14,785 点 [14,919 点]
購入 金額	22,473,394 円 [23,497,682 円]	4,790,565 円 [4,825,490 円]	5,660,484 円 [6,013,272 円]	32,924,443 円 [34,336,444 円]

⑩ 図書館と学校との連携

ア 図書館見学会

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、一部の見学会を中止とした。

小学3年生を対象に図書館の存在を知ってもらい、本やおはなしの楽しさや、図書館の利用方法を学んでもらった。

<実績等> 小学校2校 [3校]・6クラス [7クラス]・180人 [187人]

保育園・幼稚園年長組園児を対象に図書館の存在を知ってもらい、絵本やおはなし会の楽しさを味わってもらった。

<実績等> 9園 [6園]・329人 [220人]

イ 団体貸出・資料相談

「総合的な学習」や「調べ学習」などで子どもたちが調べものをする際に、学校図書館では対応の難しい部分の援助を行った。

<実績等> 調べ学習の依頼 117件 [128件]、3,972冊 [5,095冊]

⑪ リクエストサービス

資料を貸出し中の利用者へは、貸出期限を厳守させ、次の利用者への速やかな提供に努めた。また、市内他館が所蔵している資料は取り寄せ、所蔵していない資料は、購入もしくは東京都立図書館や市外の図書館から借用・紹介して提供した。

<実績等> リクエストサービス受付数 (単位：件)

中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	インターネット	合 計
19,277 [17,585]	6,903 [6,200]	7,089 [7,005]	87,596 [63,879]	120,865 [94,669]

⑫ レファレンスサービス

利用者から調査・研究などのための資料(情報)を求められたときに、検索の援助や資料の提供を行った。

<実績等> 資料案内数 (単位：件)

中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	計
15,139 [13,253]	2,446 [2,288]	4,218 [3,565]	21,803 [19,106]

⑬ 図書館の利用状況

東村山市立図書館、武蔵村山市立図書館及び立川市図書館との相互利用を継続した。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和3年4月25日から5月31日まで臨時休館とした。

<実績等> 貸出点数

(単位：点)

	令和3年度	令和2年度	比較増減
中央図書館	388,741	334,027	54,714
出張窓口(移動図書館)	888	1,715	△827
桜が丘図書館	101,196	87,823	13,373
清原図書館	104,375	95,114	9,261
合計	595,200	518,679	76,521

※令和2年度末で移動図書館車を廃止し、出張窓口として軽ワゴン車で巡回し、予約資料の貸出等を実施した。

⑭ 「東大和市子ども読書活動推進計画」

平成30年3月に策定した「第二次東大和市子ども読書活動推進計画〔平成30年度～平成34年度〕」に基づき、子どもの読書環境の向上に資する事業を実施した。

(中央図書館)

⑮ 郷土博物館協議会

郷土博物館協議会は、博物館法第20条の規定に基づき設置された機関で、館長の諮問に応ずるとともに、郷土博物館の運営に関する基本的な事項について調査審議することを目的とし開催した。

<実績等> 年1回〔1回〕

⑯ 郷土博物館の常設展示及び企画展示

令和3年度の郷土博物館入館者数は、44,992人〔40,831人〕であった。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、臨時休館したことにより、令和3年度の開館日数は265日、令和2年度の開館日数は249日となった。入館者数は昨年度に比較して4,161人の増加となった。

市の歴史や民俗・自然を紹介する常設展示室を開室した。

また、企画展示室では、5件の企画展示を開催した。「道具今むかし」(令和3年3月～4月及び6月)、「飛ぶ虫・飛ばない虫」(7月～9月)、「吉岡堅二素描展」(9月～11月)、「ひなまつり」(令和4年2月～3月)、「空堀川の鳥たち」(令和4年3月～5月)である。

令和3年度は11,705人〔10,937人〕の入場者があった。

郷土博物館のロビーや2階廊下を使ったロビー展示は、「狭山丘陵で学んだよ」(令和3年3月～4月)、「こいのぼりがいっぱい」(4月～6月 ただし5月は臨時休館)、「レール発見!」(7月～令和4年2月)、「すこしむかしの道具たち」(令和4年1月～2月)、「狭山丘陵で学んだよ」(令和4年3月～5月)を開催した。

⑰ 企画展示室の一般貸出

企画展示室の有効活用として、博物館主催の企画展示を実施していない期間について貸出しを実施し、5団体の応募があった。

⑱ 変電所の特別公開

旧日立航空機株式会社変電所では、保存・改修工事終了後の8月に内覧会及び一般公開を行なう予定であった。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から公開時期を延期し、10月に内覧会、その後一般公開を行なった。その結果、合計して10,945人〔238人〕の入場者があった。

⑲ プラネタリウムの投影

プラネタリウムでは、一般投影、特別投影、学習投影、幼児投影等を行い、14,801人〔12,374人〕の入場があった。

一般投影では、「タッチ・ザ・スター」（春番組）、「プラネタリウムでチコちゃんに叱られる！チコとキョエの宇宙大冒険！無知との遭遇」（夏番組・秋番組）、「ガイアの銀河」（冬番組）、「深宇宙探検記」（春番組）を投影した。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、臨時休館となり、投影期間にも影響が出た。

特別投影は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、「中高生のプラネタリウム発表会 ぼくらのプラネタリウム☆」のみを東大和市公式動画チャンネルにより発表し、その他に「10年前の星空」、「特別震災番組『星よりも、遠くへ』」の投影を行った。

学習投影は、学校教育の一環として、各校の希望に応じて、担当職員が解説するもので、市内各小学校の利用のほか、市外の小学校の利用もあり全体で32団体〔23団体〕、2,024人〔1,195人〕の観覧者があった。

幼児投影は、簡単な星の解説と「タケルくん、ひるとよるはどうしてあるの？」を投影した。市内外の幼稚園、保育園などから観覧があり、27団体〔18団体〕、1,025人〔673人〕であった。

⑩ 郷土博物館の教育普及活動

「自然観察会」（バードウォッチングや野草教室、空堀川の鳥たちなど）は12回実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から5回中止とし、残り7回〔7回〕は実施し、211人〔200人〕の参加があった。

「ちいさな自然観察会～狭山緑地自然ガイド」は59回〔48回〕開催し、372人〔245人〕の参加があった。

「星空観察会」は3回〔3回〕計画し（1回は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止）、44人〔54人〕の参加があった。

「昼間の星の観察会」は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止とした。

その他の博物館講座として、「宇宙の学校」、「展示解説」、「飛ぶタネの模型作り」、「はたおりたいけん」、「文化財めぐり」、「こども工作 ぼくのわたしのおひなさま」、「手芸講座 ミニつるし」等を実施した。

狭山丘陵市民大学は、武蔵村山市立歴史民俗資料館、東村山ふるさと歴史館、瑞穂町郷土資料館と共催しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止とした。

⑪ 学校教育と郷土博物館との連携

学校教育の一環として、5校〔2校〕から郷土博物館常設展示室の見学があり、担当職員が説明を行った。

講師派遣及び出張授業として、職員が各学校や市立狭山緑地等に出向き、自然、天文、歴史の学習を援助した。武蔵村山市の小学校を含め、年間を通じて71回〔48回〕行った。

第一中学校敷地内に設置している生活文化財保存庫には、昨年度は2校から見学があった。

⑫ その他の講師派遣

教員研修等2件〔1件〕に職員を派遣した。

⑬ 博物館活動のPR

博物館だより「光と風」を年4回〔4回〕（第108号～第111号）、「星だより」を毎月12回、自然観察シート（No.245～247）を発行した。

（社会教育課）〔生涯学習課〕

■今後の取組の方向性

- ① 引き続き、公民館運営審議会の意見を聞きながら、市民のニーズを調査把握し主催事業をはじめとする公民館運営に反映できるよう努めていく。また、知識の高揚を図るため、研修などに積極的に参加できる機会の提供に努めていく。
- ② 地域における市民の主体的な文化・学習活動の拠点として、また地域づくりの拠点として、さらには出会いとふれあいの場である地域ネットワークの核となるよう自主グループ活動等の推進に努めていく。
- ③ より多くの市民に公民館を知っていただくとともに、利用していただけるよう、さらなるPRに努めていく。また、配布ボランティア及び職員の各戸配布による各地区館だよりの配布は、地域住民とのコミュニケーションの場としても重要であることから、今後も継続して実施していく。
- ④ 引き続き、子ども、青年、成人、高齢者などを対象とする各種講座や地域問題・社会的問題などを取り上げた講座、さらには市民企画講座や保育付講座など、様々な主催講座を開催することにより、地域住民の学習ニーズに応えるとともに、自主グループづくりに努めていく。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、安心して公民館を利用していただけるよう館内の整備、利用者の皆様への呼びかけを今後も継続して実施していく。
- ⑥ 中央公民館ホールトイレ改修工事及び学習室棟トイレ改修工事を実施する。
- ⑦ 中央公民館ホール及び各公民館学習室等の机・椅子を新規購入する。

(中央公民館)

- ⑧ 引き続き、図書館協議会に対して図書館奉仕について意見を求め、市民により利用される図書館運営に努めていく。
- ⑨ 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間の地区図書館指定管理者の指定に当たり、事業者選定、仮基本協定締結等の事務を進め、令和4年3月18日付けで基本協定を締結した。今後は指定管理者との連携を図りながら、開館日及び開館時間等の拡大等による図書館利用者へのサービスの向上に努めていく。
- ⑩ 選書に当たっては、利用者の要求及び蔵書の内容、予算等を勘案しつつ、日常的に東大和市立図書館の蔵書に厚みと広がりを加えていく視点が必要である。
さらに、さまざまな年齢、職業、思想及び信条の利用者の要求に応えられるよう、あらゆる分野の資料を収集するように努めていく。
学校と連携を図り「総合的な学習」や「調べ学習」など学校図書館では足りない部分の援助を引き続き行っていく。また、読書旬間等の行事へも引き続き協力していく。
- ⑪ 引き続き、資料購入費の確保や他の図書館との連携を図っていき、利用者の求める資料を迅速かつ的確に提供する。予約待ち人数の多い資料は、「人気の本」のチラシを掲示して資料の寄贈を呼びかける。リクエストサービス制度を知らない利用者にはホームページや図書館だよりなどを通してその内容を周知する。
- ⑫ 利用者からの幅広い調査依頼に迅速、的確に対応するためにレファレンス資料の充実に努めるとともにそれらを使いこなすためのスキルアップ研修を行う。
- ⑬ 引き続き、東村山市立図書館、武蔵村山市立図書館及び立川市図書館との相互利用を継続し、図書館利用者の利便性を図る。
- ⑭ 「第二次東大和市子ども読書活動推進計画」に基づき子どもの読書活動を支援し推進していく。また「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」を策定する。

(中央図書館)

- ⑮ 引き続き、郷土博物館協議会に対して運営に関する基本的な事項について意見を求め、さらに魅力ある郷土博物館を目指していく。
- ⑯ 郷土博物館は、平成6年4月の開館から28年が経過し、学校との連携は当館の特

長的な活動といえる。一方で常設展示室の展示情報が古くなり、展示機器が故障するなどして学習に耐えられない状況もあるため、限られた予算のなかで工夫をしながら改修や他の展示媒体への変更を計画していく。

- ⑰ 旧日立航空機株式会社変電所は、平成7年の文化財指定に際して修復工事を施したが、コンクリート建造物の特徴である劣化が徐々に進行していた。そこで、令和2年度から3年度にかけて、保存・改修工事を行った。令和3年10月から週2回の一般公開をはじめたが、今後も、一層の平和学習に寄与できるよう展示内容等も含めて充実させていく。
- ⑱ プラネタリウムは、郷土博物館の集客実績の根幹をなしている。新たなPR方法の模索や投影番組の選定についてさらに検討を重ね、一層の集客に努めていく。
- ⑲ 郷土博物館周辺の自然環境や収蔵資料、市内外に存する文化財やそのデータはもとより、プラネタリウムを有効に活用した教育普及活動を実施してきた。今後もさらに充実していく。
講座等は、市民の多様な学習要求に応えるため、自然、郷土史、民俗、天文等の各分野にわたる学習の機会を設けた。今後もその均衡を保ち、さらに充実するよう努めていく。
- ⑳ 小学校への職員派遣はもとより、小・中学校の教員研修の要請に応え、講師派遣を行うと共に、その他諸団体の要請に基づき職員を派遣する。
- ㉑ より多くの市民の方々に郷土博物館の活動を周知し、利用の促進を図るため、さらなるPRに努めていく。

(社会教育課) [生涯学習課]

2 市民文化の振興

(1) 文化財の保存・継承と文化施設の整備

文化財の保存・継承と文化施設の整備を一層進める。

■施策の取組状況

旧吉岡家住宅の整備と、旧日立航空機株式会社変電所の公開を行った。

① 旧吉岡家住宅の公開

春(5月28日～30日)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、中止とした。秋は、10月29日～10月31日に公開し、同時に文化財ガイドや郷土博物館の企画展示「吉岡堅二素描展」を合わせて見ていただけるようにシャトルバスの運行を行った。その結果、494人[530人]の来園があった。

② 旧日立航空機株式会社変電所の公開

令和2年度から3年度にかけて行った保存改修工事が終了し、令和3年10月から週2回一般公開を行なっている。その他、団体見学等の求めに応じて特別公開を行なった。その結果、56回[8回]の公開を行った。

(社会教育課) [生涯学習課]

- ③ 地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業では、東村山市と共同して、両市の小学校5・6年生から中学校1～3年生まで20人(各市10人ずつ)を対象に、両市の戦争の歴史を学び(地域の戦争・平和学習事業)、さらに原爆が投下された広島市へ派遣(広島派遣事業)を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、広島派遣事業のみを中止し、地域の戦争・平和学習事業を実施した。

また、平和文集(500部)を発行し、市内小学生を含む25人から原稿が寄稿さ

れた。

平和市民のつどいは、戦争の爪痕が残る旧日立航空機株式会社変電所が建っている東大和南公園平和広場にて開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、同公園での催し物は行わず、東大和市公式動画チャンネルで、旧日立航空機株式会社変電所の紹介、平和文集寄稿者による作品の朗読等の内容を含む第17回平和市民のつどい（YouTube版）を配信した。

（社会教育課）〔生涯学習課〕

■今後の取組の方向性

- ① 旧吉岡家住宅の公開は、郷土博物館での吉岡堅二企画展の開催や、他のイベントとのタイアップをさらに進め、市内外に話題を提供できるよう取り組んでいく。
- ② 旧日立航空機株式会社変電所の公開を継続する。
- ③ 平和意識を次代につなげていくため、引き続き学校との連携を図り、児童・生徒への平和事業参加への働きかけを積極的に行っていく。

（社会教育課）〔生涯学習課〕

3 スポーツ・レクリエーションの推進

（1）スポーツの振興

東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画に基づき、スポーツの振興、健康・体力づくりを積極的に進める。

■施策の取組状況

① スポーツ推進計画の策定

スポーツ基本法でうたう地方スポーツ推進計画として、「東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画」を平成28年度に策定し、毎年進捗状況の確認を行っている。

② スポーツ施設の整備

指定管理者と調整を行い、各体育施設の修繕等を行い、良好なスポーツ環境の整備に努めた。

③ スポーツ推進委員

スポーツ基本法第32条に基づき委嘱されたスポーツ推進委員は、当市のスポーツ推進のため、スポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うことを目的に活動した。

<実績等> スポーツ推進委員

定例会 10回〔9回〕

各種スポーツ大会等 3回〔0回〕

④ スポーツ指導者の育成

地域のスポーツ実技の指導やスポーツ活動促進のための組織の育成等を行っているスポーツ推進委員を各種研修会に派遣し、知識や技術の習得を図った。

<実績等> 講演会派遣 2回〔3回〕、技術講習会 0回〔0回〕

⑤ 障害者スポーツへの取組み

スポーツ推進委員、地域スポーツクラブ「はぴねすまいる」のほか、関係団体とともに、障害者がスポーツに親しめる環境づくりに以下のとおり取り組んだ。

<実績等> ビートクラブレク大会 1回〔0回〕

ボッチャ体験会 1回〔0回〕

ボッチャ大会 1回〔0回〕

（社会教育課）〔生涯学習課〕

■今後の取組の方向性

- ① 「東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画」に基づき、スポーツの振興に努める。
- ② スポーツ推進のため、スポーツ推進委員によるスポーツの実技指導等を積極的に実施する。
- ③ 引き続き、地域のスポーツ指導者であるスポーツ推進委員を各種研修会に派遣し、知識や技術力の向上を図る。
また、各種団体やグループの自主的なスポーツ・レクリエーション活動を推進するため指導者の育成は重要と考えられるので、東京都体育協会等が実施している指導者育成講習会等の情報提供体制を整備する。
- ④ 平成24年度に設立された地域スポーツクラブは地域住民が運営主体となって活動していくものであり、地域のスポーツ振興に寄与する団体のため引き続き支援を行う。

(社会教育課) [生涯学習課]

(2) 施設の利用促進

既存の社会教育施設（公民館等）、社会体育施設（市民体育館等）、の利用促進を図るだけでなく、学校教育施設（校庭、体育館等）、自治大学校グラウンド、警視庁グラウンドその他民間施設等の有効活用を図ることにより、文化・スポーツ活動の場の確保に努める。

■施策の取組状況

① 学校体育施設の利用促進

各小・中学校に世話人を配置し、毎月打合せ会を開催して各使用団体間で調整の上、使用申込みの取りまとめを行った。

また、打合せ会で予約の入らなかった日については毎月24日（日・祝日の場合は翌日）から、先着順により貸出しを行った。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、次のとおり学校施設の利用制限を行った。

<体育館（小学校・中学校）>

- ・使用中止 令和3年4月25日～6月20日、7月12日～16日
- ・夜間制限 令和3年3月22日～4月24日、6月21日～7月11日、7月17日～10月24日、令和4年1月21日～3月21日

<校庭（小学校・中学校）>

- ・使用中止 令和3年4月25日～6月20日、7月12日～16日

区 分	校 庭	体 育 館
小 学 校	1, 723件 [1, 716件]	1, 810件 [855件]
中 学 校	36件 [20件]	826件 [496件]

② 体育施設の利用促進

使用日の属する月の2か月前の月の15日から25日の間に抽選予約の受付、その後使用月の属する月の1か月前の5日(日・祝日の場合は翌日)から一般受付を行い、体育施設の利用促進を図った。また、市民体育館では、利用割当を設定し、団体及び個人への貸出しを行った。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、各施設において下記のとおり利用制限を行った。

<東大和市 Rond みんなの体育館>

- ・臨時休館 令和3年4月25日～5月31日
- ・夜間制限 令和3年3月22日～4月24日、6月1日～10月24日、
令和4年1月21日～3月21日

<東大和市 Rond テニススクエア>

- ・臨時休場 令和3年4月25日～5月11日
- ・夜間制限 令和3年5月12日～9月30日

<東大和市 Rond 上仲原野球場>

- ・臨時休場 令和3年4月25日～5月11日
- ・夜間制限 令和3年5月12日～9月30日

<東大和市 Rond 桜が丘フィールド>

- ・臨時休場 令和3年4月25日～5月11日

<東大和市 Rond みんなのプール>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止。

<実績等>

区 分	個 人	団 体	計
東大和市 Rond みんなの体育館	36,602件 [39,241件]	4,712件 [4,354件]	41,314件 [43,595件]
東大和市 Rond テニススクエア	7,501件 [7,071件]	—	7,501件 [7,071件]
東大和市 Rond 上仲原野球場	—	661件 [607件]	661件 [607件]
東大和市 Rond 桜が丘フィールド	—	2,046件 [1,631件]	2,046件 [1,631件]
東大和市 Rond みんなのプール	中止 [中止]	—	中止 [中止]

③ 体育施設を利用したスポーツ活動の場の提供

社会体育施設を利用した大会については、以下のとおり実施した。

<実績等>

名 称	期 日	参 加 者	対 象 者
わくわく満載 ニュースポーツ！！	令和3年6月26日(土)	178人[新規]	市民
パラスポーツフェスタ パラリンピックメダリスト 講演会&障害者スポーツ 体験会	令和3年11月27日(土)	146人[新規]	市民

④ 上仲原公園野球場個人無料開放

特色ある公園整備基本方針の一環として、子どもたちが気軽にボール遊びに親しめる場所として、東大和市上仲原公園野球場（陸上競技場を含む）の個人無料開放を実施した。

7月、8月、1月、2月を除く、毎週木曜日に年間27日間実施した。

<実績等>

開放回数	年間利用者数（延べ人数）					
	大人	高校生	中学生	小学生	未就学児	合計
27回	99人	0人	16人	176人	103人	394人
[22回]	[96人]	[9人]	[34人]	[135人]	[106人]	[380人]

（社会教育課）[生涯学習課]

■今後の取組の方向性

- ① 地域における身近で親しみやすいスポーツ活動の場である学校体育施設の開放については、引き続き利用の促進を図る。
- ② これまでと同様に指定管理者との連携を図り、市民スポーツの振興、健康・体力づくりを推進するため、東大和市 Rond みんなの体育館（市民体育館）等の体育施設の利用ニーズに合わせて、定期的な見直しを行い、利便性の高い体育施設となるよう努める。
- ③ 児童・青少年にとってスポーツ活動に親しむことは、心身の健全な発達を図るうえで大きな役割を果たすとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うという重要な意義を有していることから、引き続き児童や青少年を対象とした教室や大会等を指定管理者と連携を図り実施する。

また、対象者のニーズに合った種目や実施日時等の再検討を行い、一人でも多くの参加を促すことが必要である。

（社会教育課）[生涯学習課]

（3）児童・生徒の各種行事への参加の推進

児童・生徒がより一層社会教育事業に参加できるよう、学校との連携を推進していく。

■施策の取組状況

- ① 第51回ふれあい市民運動会、第56回東大和市ロードレース大会及び第32回多摩湖駅伝大会については、いずれも年度当初において新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で開催することを検討していたが、同ウイルスの感染拡大防止の観点から、中止とした。

（社会教育課）[生涯学習課]

■今後の取組の方向性

- ① 児童・生徒がより一層社会教育事業に参加できるよう、引き続き学校との連携を図る中で、児童・生徒への働きかけを積極的に行っていく。

（社会教育課）[生涯学習課]

第4章 点検及び評価に関する有識者からの意見について

聖徳大学兼任講師 廣嶋 憲一郎

今年度の点検及び評価の対象となった令和3年度分は、2年度に引き続きコロナとの闘いの中であった。このような状況にあっても、東大和市教育委員会の施策及び執行状況には、二つの安定した特色を感じている。その一つは、教育委員会、学校、地域の信頼関係がしっかり構築され、着実に施策が実行されていることである。もう一つは、学校教育が日々進歩・改善されていることである。このことは、施策の中に余白を作って各学校の創意工夫を促そうとする教育長の思いの表れではないかと思う。

「生きる力の育成」では、学力の向上策が具体的に示されており、成果が上がっていること、いじめ防止のためのシンポジウム（オンライン開催）、道徳授業地区公開講座等大事なことを継続して行っていること、学校と給食センターが連携し、児童・生徒への食に関する指導を充実させていることなどに施策の充実ぶりがうかがえる。一方、SDGsの視点を取り入れた教育活動にも目を向けるなど、未来志向型の教育施策も目にする事ができる。この施策は、未来を生きる子供たちには無くてはならない課題である。今後、どのように深め、広げていったらよいかの検討が必要である。

「学校の活性化」になくなくてはならないのは人材育成であり、人材育成の中心になる施策は教員研修である。本市の研修体制は、初任者研修、2・3年次授業研究、中堅教諭等資質向上研修等、職層及び教育課題に応じた研修体系が構築されている。これらの研修を充実させると共に、どの教員も授業を通して子供との温かいコミュニケーションがとれるようにすることが大切な課題である。コロナ禍にあっては、オンラインによる研修を重宝する向きもあるが、校長、副校長、指導主事などの対面による授業研究の確保や日常的な指導の積み重ねが必要である。

「地域、家庭との連携」では、市内全小・中学校及びサポートルームにスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校の未然防止及び教育相談の充実を図ったこと、学校運営連絡協議会の実施や学校連絡協議会の導入により開かれた学校を一層推進してきたことなどが目に留まる。今後も、地域、家庭と共に歩む教育がさらに進むよう期待する。

「生涯学習・生涯スポーツ推進事業」では、例えば、ひがしやまと出前講座（多摩湖塾）の講師派遣が倍増したこと、公民館の利用率が向上したこと、図書館のリクエストサービスによる受付数が増加したこと、変電所の特別公開に1万人を超える入場者があったことなど、コロナ禍とは思えぬ成果が見られる。この結果は、市民のニーズを的確に把握し、可能な限り工夫して事業を進めた結果であるといえる。

以上、令和3年度の点検及び評価の結果は「おおむね良好である」と判断した。今後も一層の創意工夫を期待したい。

東大和市教育委員会の執行状況の評価について注目、強調したい点を列挙したい。

1 市民から信頼される学校づくりにより、改革、変化へ道筋を

市内の各学校はそれぞれの持ち味を生かして、その学校ならではの特色ある学校経営を、教育長をはじめ教育委員会が支援し期待している様子がわかる。実際、教育課程や校内研究及び学力向上など様々な奨励校、推進校を指定し、教職員の協力を受け止め、新たな変化につながるよう管理職に促している。また教員研修は教育課題に応じた能力開発型の研修の工夫・充実に努めており、今後とも教員の一人ひとりの意欲や持ち味が生かせる研修や校内研修の活性化を期待したい。

学校教育施策の基本方針2では確かな学力、主体的な学習をあげている。随所に学びに関する表現が多く見られ、これは市教育委員会が学力の伸長を大きな課題としている表れであろう。呼びかけは教育長日記、教育委員会だよりなどからもわかる。実際、各小中学校のホームページも、その意を汲んだ表現が多く見られる。

2 地域の教育力を引き出し、市民が生涯学習として「学び合える場」の充実

1人で学ぶより、「学び合い」によって探究・問題解決型学習を推進していききたい。地域には隣接の市を含めると有為な人材や民間機関が存在し、IT 関係を例にとっても、その質的变化や普及は著しいものがある。

生涯学習については高齢者も迎え入れ、スポーツへの挑戦、趣味、関心事など、本人にとって魅力ある気軽に参加、活動できる集団、講座でありたい。この数年、感染予防のため公民館の主催講座の参加者は減少したが、自主グループの学びへの意欲は高いと思う。学びを地域に広げ、つなげる「文化・活動の拠点」として誰もが参加できるよう努めている市の方向性は、市民への温かい配慮が感じられる。

3 注目したい施策項目と一言コメント

[食に関する教育の充実]給食の歴史、地場産業、旬の食材利用など、多方面に食に関する指導を扱い、食育動画の作成や給食センターを活用し、地域・保護者の協力のもと幅広く食育を進めていることがわかる。

[性教育の推進]親や教師が踏み込みにくい性について、思春期の生徒に生き方と関連させた指導をしたい。梅毒に罹患する若者の増加は大いに危惧される。

[旧日立の変電所、郷土博物館の利用]平和への願いを高める戦災遺構の変電所は改修工事が終了し見学者が増加している。また、展示方法を様々に工夫し講演依頼も多い郷土博物館、プラネタリウムも学校とよく連携し親しまれている。

[図書館選書について] 今日的課題（高齢化、感染症、不登校、戦争、国際紛争、人権、男女共同参画、宇宙）等の新しい文献を優先的にそろえたい。

真如教育長から「校長先生達に学校の近況をヒアリングしたら、コロナ禍での学校の対応を見ていた保護者達から『私達に何かお手伝いできることはないでしょうか？何でも言ってください。』と提案されたことを知り、教育長として大変嬉しく思いました。」とのご説明がありました。

長引くコロナ禍で、社会全体が対応に疲れ切っている中、学校では教職員間のみならず、保護者達にも連携の輪が年々広がっていることを、一市民として誇らしく思いました。これも、教職員の真摯な取り組みがあつてこそその賜物と存じます。

1 特別支援教育

東大和市は、特別支援教育にも熱心に取り組んでいます。「東大和市特別支援教育の手引き」や「特別支援教育東大和マニュアル」の作成、研修会の実施等、特別支援教育に関する教職員の資質向上に努められています。

一方、未就学児保護者向けや学校在籍児童・生徒の保護者向けに特別支援に関するパンフレットを配布する等、保護者向け対応も的確にされています。

また、巡回相談員4人、特別支援教育士1人、子ども支援員15人等、バックアップ体制も年々充実しており、児童・生徒の支援のみならず、教職員や保護者の相談にも応じる等、キメ細かな対応をされています。

2 学校教育全般について

学校教育関連については、前々年度に、「学力向上」、「子どもの読書習慣の形成」、「英語教育」、「いじめ・不登校問題」、前年度に、「算数・数学における習熟度別少人数学習」、「家庭学習の手引書、配布対象学年を拡大」、「総力戦で臨む読み聞かせ活動」、「いじめ問題」、について論評させていただきました。

結論から言えば、東大和市は、学校も教育委員会もそれぞれ創意工夫をされつつ、相互に連携・協力しながら、素晴らしい実績を積み重ねているものと判断いたしております。

今回、重複した論評は割愛させていただきますが、一点だけお願い申し上げます。それは、「学校は子ども達にとって、安心・安全で、楽しく学べる場所でなければならない。」という点です。

どうか、一人の子どもも取り残すことなく、引き続き、関係各位におかれましては一層の創意工夫とご尽力をされますことを切に願っております。

3 社会教育全般について

東大和市の魅力の一つは、社会教育が充実している点にあります。

公民館活動、郷土博物館活動、図書館活動、体育・文化活動、それぞれが趣向を凝らし、相互に切磋琢磨しながら、市民ボランティアの力も借りつつ、オリジナル溢れる企画を次々に打ち出しています。

人生百年時代と言われる今日、生涯学習・生涯スポーツの推進役としての役割は益々高まっています。東大和市の社会教育に大いに期待しています。

4 東大和市学校給食センターの活動

今回、東大和市学校給食センターを訪問の上、栄養士の先生からセンターの業務

について直接話を聞く機会をいただきました。

- ① 調理員は先ずコロコロローラーで、次にエアシャワーで、作業衣の埃や毛髪を徹底除去した上で調理室に入室し、指先から肘までを石鹸で2度洗浄。
- ② 熱消毒すべきものは90℃以上の高温で熱消毒し、生鮮食品については入荷後速やかに冷凍保存を実施。

等々の基本的事項はしっかりと遵守した上で、プラスαの仕事もされています。

例えば、市内小中学校15校約7,000人分の給食を作っていますが、中には食物アレルギーの児童・生徒もいます。

献立表で食材を明示し、対象者への注意喚起を怠らないのは当然ですが、牛乳については代用食を、卵・エビ・カニについては除去食を別途準備し、対象児童・生徒が間違っただけで非除去食を食しないように、除去食用の色違いの器で配膳する等、食物アレルギー対象者140人に対するキメ細かい対応もされています。

また、児童・生徒とその保護者達が、給食センターで見学・調理・試食等をする体験学習、更には、栄養士の先生による食育動画の作成や学校での食育授業等もされているとのことで、熱心な活動を嬉しく思いました。

5 最後に

東大和市教育の大きな特長は、連携と実践にあると思います。

市長・教育長・市長部局・教育委員会部局・学校・社会教育各館・市民ボランティア、等々の各部署間・各位間の連携が円滑であり、円滑であるからこそ具体的な実践が伴い、一層の好循環となっているものと理解いたしております。

今の日本の教育の最重要課題は、教員志望者が激減している点にあります。

志望者が激減すれば、優秀な教師の確保が困難になります。教育は国の将来の基盤となるものであり、このまま放置できる問題では決してありません。

教員志望者が激減している主因は、OECD加盟国の中でも突出して長い日本の学校の勤務時間にあります。部活指導、保護者対応、生徒指導、各種会計係、等々授業以外の業務の比重が多い点が日本の学校の特徴です。しかも、長時間残業しても基本給の4%の「教職調整額」（みなし残業手当）しか支給されません。

教職員の働き方改革は、一市区町村単位で解決できる問題ではなく、都や国とも連携しながら知恵を出し合い、早急に解決を図っていく必要があります。

夏休み期間中の教職員の在宅ワーク容認等も、働き方改革の一案でしょうか。

東大和市教委には、全国レベルでの大いなる連携と実践の「起爆剤役」をお願いできればと、誠に勝手な夢をいたしております。

東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価
実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、東大和市教育委員会（以下「委員会」という。）が行うその権限に属する事務（東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成20年教委規則第7号）に基づき教育長に委任した事務その他教育長の権限に属する事務を含む。）の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、毎年度委員会が策定する基本方針に基づく主要な施策（以下「主要施策」という。）とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、点検及び評価を毎年度1回実施するものとする。

2 点検及び評価は、前年度の主要施策の取組状況を確認し、その成果を取りまとめ、主要施策の課題及び今後の方向性を示すものとする。

3 点検及び評価の実施に当たっては、教育に関する学識経験を有する者から意見を聴取するものとする。

(点検及び評価の報告書の作成等)

第4条 委員会は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成するものとする。

2 委員会は、前項に規定する報告書を議会に提出するとともに、公表するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年12月25日から施行する。

令和4年度東大和市教育委員会の権限に属する事務
の管理執行状況の点検及び評価
(令和3年度分) 報告書

令和5年2月発行

発行 東大和市教育委員会
編集 教育部 教育総務課
〒207-8585
東京都東大和市中心3-930
TEL 042-563-2111(代表)
<http://www.city.higashiyamato.lg.jp>

